

令和 8 年 6 月定例会
総務常任委員会記録

令和 8 年 6 月定例会 総務常任委員会審査日程

付託議案

- 議案乙第16号 令和 8 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案乙第19号 専決処分事項の承認について
- 議案乙第20号 専決処分事項の承認について
- 議案甲第23号 鳥栖市監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第24号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第40号 専決処分事項の承認について
- 議案甲第41号 専決処分事項の承認について

陳 情

- 陳 情第 4 号 鳥栖市発注における建築設計及び工事監理業務委託についての陳情書

審査日程

6月19日(金)

- 開 会
- 日程決定
- 議案審査

政 策 部

- 議案乙第16号 令和 8 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

市民環境部

- 議案乙第16号 令和 8 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案甲第24号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第40号 専決処分事項の承認について
- 議案甲第41号 専決処分事項の承認について
- 議案乙第20号 専決処分事項の承認について

総 務 部

- 議案乙第16号 令和 8 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案乙第19号 専決処分事項の承認について
- 議案甲第23号 鳥栖市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

○陳情協議

- 陳 情第 4 号 鳥栖市発注における建築設計及び工事監理業務委託についての陳情書

6月23日(火)

- 現地視察
- 陳情協議
- 自由討議、総括、採決

6月19日（金）

1 出席委員

委員長	伊藤克也	委員	松隈清之
副委員長	牧瀬昭子	委員	重松忠
委員	中村直人	委員	池田利幸
委員	上村典子	委員	古賀秀樹

2 欠席委員

なし

3 説明員

〔政策部〕

部長：松雪 努

次長：向井道宣、山本英規

名 称	課 ・ 室 長	課長（室長）補佐	係 長
総合政策課	田 中 大 介	徳 淵 英 樹	
企画政策係			徳 淵 英 樹（兼務）
都市デザイン係			小 石 基 博
秘書係			夏 秋 真 理 子
まち・ひと・しごと 創生推進室	田 中 大 介（兼務）		
地方創生推進係		徳 淵 英 樹（兼務）	徳 淵 英 樹（兼務）
駅周辺整備課	向 井 道 宣（兼務）	木 原 智 範 山 内 一 哲	
鳥栖駅周辺係			木 原 智 範（兼務）
新鳥栖駅周辺係			山 内 一 哲（兼務）
情報政策課	山 本 英 規（兼務）		
D X推進係			松 隈 直 樹
広報統計係			佐 藤 臣 久

〔総務部〕

部長：小柳秀和

名 称	課 ・ 室 長	課 長（室長） 補 佐	係 長
総務課	田 中 秀 信 村 上 敏 章 防災対策監（課長級）	齊 藤 了 介 長 野 稚 佐	
庶務係			齊 藤 了 介（兼務）
防災係			前 田 良 介
文書法制係			中 島 哲 弥
職員係			長 野 稚 佐（兼務） 吉田千恵（総務主査）
財政課	古 賀 庸 介	西 山 美 沙	
財政係			中 山 和 憲
管財係			西 山 美 沙（兼務）
契約検査課	世 良 眞 樹	小 森 敏 幸	
契約検査係			小 森 敏 幸（兼務）
出納室	牛 嶋 英 彦 会計管理者（次長級）		
審査出納係			白 石 美 保
議会事務局	汪下剛（次長級）		
		武田隆洋（課長補佐級）	
庶務係			小 迫 義 典
議事調査係			武田隆洋（兼務）
選挙管理委員会事務局	廣重浩三（課長級）		
		縄 田 明 久	
		（ 課 長 補 佐 級 ）	
監査委員事務局	犬丸章宏（課長級）		
		有 馬 吏 恵	
		（ 係 長 級 ）	

〔市民環境部〕

部長：緒方 守

次長：原 祥雄

名 称	課 ・ 室 長	課 長（室長）補 佐	係 長
市民協働課	原 祥 雄（兼 務）		
地域づくり係			小 柳 桂 子
市民協働係			田 中 美 香
男女参画 国際交流係			大 石 文 枝
市民相談室	原 祥 雄（兼 務）		
相談係			田中美香（兼務）
消費生活センター	原 祥 雄（兼 務）		
消費生活センター係			田中美香（兼務）
市民課	有 馬 秀 雄 下川有美（参事）	下川有美（兼務） 脇 友 紀 子	
整備係			脇友紀子（兼務）
市民係			下川有美（兼務）
保険年金課	榎 浩 喜		
健康保険係			宮 田 昭 江
国民年金係			徳 淵 文 子
税務課	楠 和 久 本田一也（参事）	本田一也（兼務） 横 尾 光 晴	
管理収納係			横尾光晴（兼務）
市民税係			本田一也（兼務）
固定資産税係			石 松 智 美
環境課	増 田 義 仁	眞 子 寛 盛	
環境推進係			眞子寛盛（兼務）
温暖化対策室	増田義仁（兼務）		
ゼロカーボン 推進係			井 本 慎 太 郎
環境施設調整室	増田義仁（兼務）	眞子寛盛（兼務）	
施設調整係			眞子寛盛（兼務）

4 議会事務局職員

議事調査係主査	松 雪 望
---------	-------

5 会議に付した事件

付託議案について

6 旁聽者

8人

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきたいと思います。
政策部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

~~~~~

午前10時4分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開いたします。

~~~~~

政策部

議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

伊藤克也委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おはようございます。

議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）並びに報告第2号 繰越明許費
繰越計算書について御説明申し上げます。

資料については、総務常任委員会資料に基づき説明いたします。
2 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金、補正

額2,300万円の減額補正でございます。

次に、款19繰入金、項1基金繰入金、目8都市開発基金繰入金、節1都市開発基金繰入金200万円の減額補正でございます。

次に、款22市債、項1市債、目5土木債、節3都市計画債2,070万円の減額補正、以上3項目につきましては、いずれも鳥栖駅周辺整備に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正でございます。

山本英規政策部次長兼情報管理課長

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節17備品購入費につきましては、市報用の点字プリンターが故障いたしまして部品調達が不可能であるため修理できず、新たに購入するものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下でございます。

目9企画費、節7報償費、サンメッセ（定住・交流センター）駐車場オフィス機能創出の事業に係る公募型プロポーザル選定委員会謝金2万8,000円につきましては、昨年度、サンメッセ鳥栖西側の都市広場約3,500平方メートルについて、事業用定期借地による貸付けを行うことを前提として、オフィススペースを創出していただける事業者を公募したところ、結果として入札不調に終わっております。

その後、不調に至った原因も含め改めて聞き取りを行いまして、事業用定期借地により貸し出すことができる期間を30年から50年に延長するとともに、奨励制度につきましても、ランニング経費に活用いただけるよう改正するなどしたところでございます。

さらには、従来想定しておりましたサンメッセ鳥栖西側候補地につきましても、上下水道の引込みが容易でないことや、接道の問題、また、敷地が狭小であることなどを指摘されておりましたことから、改めて公募するに当たりましては、場所を現在のサンメッセ鳥栖駐車場部分約5,000平方メートルに移したいと考えております。

この場合のサンメッセ鳥栖の駐車場につきましては、縮小はいたしますが、引き続きサンメッセ鳥栖に隣接する場所に配慮が必要な方の駐車スペースを含め、確実に確保してまいりたいと考えております。

なお、本件とは直接関係はいたしません、サンメッセ鳥栖自体につきましても、並行して大規模改修の時期に併せ、用途の見直しも含め検討を行っていきたいと考えているところでございます。

このように、昨年度の公募結果を踏まえまして適宜修正・変更を加え、今年度改めてオフィススペースを創出していただける事業者を公募するに当たりまして、その審査を行う際の外部審査委員の報償費を計上するものでございます。

その下でございます。

節11役務費、プロスポーツチームへの広告料2,600万円につきましては、委員会資料の6ページを御覧ください。

サガン鳥栖、SAGA久光スプリングス並びに本市との間でプロスポーツチームを通じた地域連携及び地域の活性化を図ることを目的といたしまして、両チームのユニホームに鳥栖市という名称を掲出することによって、全国的な知名度の向上とシビックプライドの醸成を図ってまいりたいと考えております。

なお、ユニホームスポンサーに係る経費は、両チームともに1シーズン当たり2,000万円としたいと考えておりますが、両チームともにシーズンが年度をまたいで開催されますことから、令和8年度分といたしまして、1,300万円の2チーム分として2,600万円。後ほど御説明いたしますが、令和9年度分といたしまして、700万円の2チーム分1,400万円の債務負担行為を設定したいと考えております。したがって、2チーム分の総額4,000万円のうち令和8年度分といたしまして、2,600万円を計上するものでございます。

委員会資料3ページにお戻りください。

その下、節12委託料、企業版ふるさと寄附支援委託料26万4,000円につきましては、本年3月までに寄附が実行されました企業版ふるさと納税2件130万円に対し、成功報酬額20%に消費税を加えた28万6,000円をお支払いする必要があると思いますが、当初予算額として2万2,000円がございしますので、その差額26万4,000円を計上するものでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

その下でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり推進費、節12委託料4,600万円の減額補正につきましては、鳥栖駅周辺短期施策設計等委託料を見直すものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

資料4ページをお願いいたします。

債務負担行為について申し上げます。

総合政策課、プロスポーツチームへの広告料、期間は令和9年度、限度額1,400万円につきましては、先ほど歳出の中で触れましたが、サガン鳥栖、SAGA久光スプリングスのユニホームに鳥栖市という名称を掲出するに当たりまして、両チームともにシーズンが年度またぎで開催されますことから、令和9年度に開催する期間に相当する分といたしまして、1,400万円の債務負担行

為を設定するものでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

その下でございます。

駅周辺整備課、鳥栖駅周辺短期施策設計等委託料につきましても、来年度まで期間が必要でございますので、1億7,800万円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書につきまして申し上げます。

報告第2号、款8土木費、項4都市計画費、事業名、鳥栖駅周辺整備事業、金額6,400万円につきましては、必要な履行期間を確保するために委託料を繰り越すものでございます。

次に、事業名、鳥栖駅東短期施策検討事業、翌年度繰越額2,291万円につきましては、実務者会議で意見に対応した検討を行うため、工期を延長する必要があるため、委託料を繰り越すものでございます。

以上で、政策部関係の御説明を終わります。

伊藤克也委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

3ページのまちづくり推進費の委託料4,600万円の減額とそれに伴って歳入も全部落としてあると思うんですけど、これは国からの国庫補助金とかその辺も全部減額になっているんですか。さっきぱらっとしか御説明いただいていないので、もうちょっと詳細な説明をいただけますか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

今回の国への補助申請に対しまして、内示率が約6割となっておりましたので、その6割に合わせた形での業務執行ということで、今回減額補正をさせてもらっています。

以上です。

池田利幸委員

今、きれいに理解し切れなかったんですけども、国の内示率に合わせて補正して、その後の歳出の部分もそれに合わせて4,600万円減額して組み直すっていう意味合いになるんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

債務負担行為にかかっている部分は減額とは関係なく、もともと組んでいた分を債務負担でそのまま残すってことなんですか。

今回減額した部分は、この債務込みで減額なんですか。債務負担をするということなんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃるとおりでございます。（「どっち」と呼ぶ者あり）

松雪努政策部長

おっしゃるとおり、当初予定しておりました設計業務を2本、当初予算で計上させていただいてたんですけれども、今回の内示に伴って、メインである1本を今回、事業執行に影響がない形で減額をし、当初予定していた1本は来年度でも大丈夫っていう判断のもと、債務負担行為の中に入れ込んでいます。

だから、今回減額した分は債務負担行為の中に入れた形にしています。

池田利幸委員

今、言っていただいた説明は分かるんですけど、ということは、組み直しはするけれども基本的に今まで予定していたとおりのことはやりますよ、ただ、その部分を国の交付に合わせて分けてやりますよっていう理解でいいですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃるとおりでございます。

伊藤克也委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

中村直人委員

資料で言いますと、プロスポーツチームへの広告料がありますが、これもうシーズンがまたぐからしょうがないけれども、実際はこれから払うんでしょうけれども、サガン鳥栖は5月23日に新ユニホームの発表をしたわけですね。その時には入っていないと思うんだけど、これからまたお金を出したらつくり直すわけですね。

そういった感じになるんだろうと思いますけれども、具体的にどこの位置にするのか、これは総合政策課で分かるのか、それともスポーツ振興課なのか何か分かりませんが、鳥栖市というマークをつけると思うんだけど、ユニホームのどこら辺につけるのか、場所的にはどこなのか教えてください。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

サガン鳥栖につきましては、ズボンの裾の部分と想定しております。パンツの後ろ部分、（「片方？」と呼ぶ者あり）片方です。

スプリングスにつきましては、袖の部分にそれぞれ——足でするスポーツと手でするスポーツという意味で目立つところかなと思っております。

以上です。

中村直人委員

分かりました。

それともう一つ、サンメッセ（定住・交流センター）駐車場オフィス機能創出事業に関わるこの公募型の選定委員会を今回つくって謝金を計上するということですが、昨年の9月議会でオフィススペース創出事業における参加事業者の辞退についてということがあっているわけです。2者からあったわけですが、2者とも辞退しているわけです。

それで、最終的には、ヒアリング内容やそういった各種調整を行った上で年度内を目途に再募集を検討するということで令和7年9月議会で報告を受けたわけ。

じゃあ、年度内のうちにされたのかどうなのか、そこら辺をお願いします。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

昨年度内を目途として調整を進めておりましたが、結果として今の時期にずれ込んでいるということで……

伊藤克也委員長

暫時休憩します。

午前10時19分休憩

~~~~~

午前10時20分再開

伊藤克也委員長

再開します。

中村直人委員

じゃあ、事業としては継続をしていたということですね。

## 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

継続して検討を行っております。

中村直人委員

その後、説明があったように西側の八坂甚八さんの記念碑があるところ付近に、説明では3,500平米ということで計画を政策部が発表した際に、あそこはスポーツ文化部が管理すると思うんやけれども、そことの協議というのはされたんですか。

## 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

スポーツ文化部の文化芸術振興課と協議を行っております。

### 中村直人委員

いや、その計画が出た当初にあそこの職員からこんなことがありよるんですよという声を聞いたんですよ。だから話をしていないな、政策部が先行しているなという思いがありました。

そこは置いておきますけれども、このサンメッセをなぜ造ったのかという歴史というのを知っておいてもらいたいと思うんです。これは、昭和60年にヤードが廃止された後どうするかということでヤード跡地の件で話をして、ヤード跡地を活用する場合の起爆剤として何かをつくりなさいという指示があって、それをもとに定住・交流センターが——名前は定住・交流センターですからね、愛称名はサンメッセですけど、これを造ったんですよ。

そのときに、図書館だとか若い人たちが楽器を弾いたりする部屋だとか、そういったものを全部造っているはず。今ではもう、ほとんど会議が主なようになっているんだけど、僕は当時その地下にプールを造りなさいと、そして、働いて帰る人がそこで休んで家に帰ると、そういった定住・交流センターにしたらどうかという話もしたんだけど、結果的にはそれはできてないんですけど、そういったいきさつの中で建設がされて、平成7年に完成をしているわけです。そのあと、活用策としてスタジアムを平成8年に造ったんです。

ですから、あそこら辺のヤード跡地はまだ鉄道高架用地もありますし、最近では久光に貸与したりいろいろしていますけれども、そういった歴史というものがきちんとあるわけですので、そういったものをきちんとしながらやってもらわないと、先代が一生懸命つくったものをただ一方的にぼんと、じゃあ5,000平米駐車場のところに造りましょうって。

これから先また、結構車が多いわけですので、その駐車場をどこにするのかということになってくるわけです。

そうすると、今幾つか持っています土地開発公社が所有している土地などもありましょうけれども、そこら辺を検討するのかどうかなのかなってくると、ちょっと道路をはさんだりして遠くなると、そういった点も出てくるわけです。

ですから、そういった面も含めて一生懸命やってもらわないと、この点についてはつくったところの内部の委員の謝金でしょうけれども、それをする前の設計っていうか、そういったものをきちんと内部でやってもらわないと、聞くところによるとあまり連携ができていないのかなという気もするもんだから、これは執行部の問題ですから我々からいろいろは言われませんが、そういった連携をしながらきちんとしたものを提示してもらおうというのが先だろうと思っておりますので、そういった点も含めてもう少し検討していただきたいと思いますし、今日、我々には6月25日にこの件について説明をするということになっておりますけれども、説明の前に委員会で審査をするわけです。

上がった後に説明をしますっていうのは、やり方としては逆じゃないかという気がするもんだから、そういった点も含めて25日の件は議長なども含めて協議をされて、我々にこの会議をしますよというのが来たんだと思いますのでそれはいいですけども、やり方としては、やはり説明をした後でこういったものについて審査をしてもらうというのが筋ではないかと思いますので、そこら辺は委員会としてもくぎを刺さないといけないんじゃないかと思いますので、その対応については、正副委員長に一任したいと思いますけれども、方法として、さらには計画的にはできるかもしれないですけども、これをするに当たり、前段としての協議、そういったものをきちんとやってほしいと、ある程度協議ができた上で提案をするというふうなシステムをしっかりとくってほしいと思いますので、そこら辺は要望しておきます。

取扱いについては、正副委員長に一任をしておきます。

#### **松雪努政策部長**

中村議員の要望は重く承っておきます。

ありがとうございました。

#### **伊藤克也委員長**

ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。

#### **重松忠委員**

同じところで、オフィスビルのところですけども、東側もそうですが、駅東側のこの全体像っていうのが、多分、そもそもあると思うんですけど、その一環としてオフィスビルを今回建てるということなんでしょうか、というのが一つと、オフィスビルっていうと企業さんが入って来ると思うんですけど、これは提案なんですけど、企業さんが入っても市民的には市民サービスのなものではなく企業さんが入ってくると。市民サービスを考えると総合庁舎的に一つにまとまると鳥栖市民にとっては便利になるのかなと思ひまして提案させていただきました。

以上です。

#### **伊藤克也委員長**

最初のは、一体的なデザインを描いているのかという質問ですよ。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

駅東の全体像の中での位置づけかという御質問ですけども、今、駅東に関しては東口の設置に向けて鋭意努力をしております。

今回の募集で、その全体像なんかを描いているのかと言われると、それとは別の形での取組になるかと思いますが、ただ一方で、東側に対するにぎわい創出という意味合いでは、非常に駅東側のなぎわいにつながるものであるというふうに感じてはいます。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

オフィスビルの用途につきましては、まず、第一義的に我々として想定しておりますのは、現在オフィス系の事業所から、令和7年度ですと10件程度、鳥栖市内でフロアがないだろうかっていう引き合いを頂きながらも鳥栖市内にそういう事業所が開設できるオフィススペースがないものですから、機会を捉え切れていないという課題がございます。

そういった積年の課題の解消に向けてオフィスビルを準備したい、それも民間活力によって準備したいというふうに考えておりますことから、今回の計画といたしましては、民間にさせていただくオフィスビルというふうな想定をしているところでございます。

**伊藤克也委員長**

よろしいですか。

**重松忠委員**

はい。

**池田利幸委員**

このオフィスビルなんですけど、今度の25日に説明会が開かれるじゃないですか。

仮に、そこでほかの議員さんたちがガーガー言い出したときに、委員会は何も知らんで審査してっていう話になることもあると思うんで。

25日に何を御説明する御予定なんですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

予算を御承認いただいたときに速やかに募集の手続に入っていきたいと考えておりましたことから、募集要項の内容について御説明させていただこうと思っているところでございます。

**池田利幸委員**

基本的には、もうここで審査は終わりましたっていうのを前提として、その募集のやり方とかそういう部分を説明するっていうことになるということですのでよろしいですね。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

募集要項の内容をどの時点で公表していくかという部分もありましたものですから、説明が遅くなってるという御指摘につながってる部分もあるんだろうと思っております。

どういう事業計画で募集をしていくのかっていう内容を詳しく御説明させていただこうと思っております。

**上村典子委員**

同じく、サンメッセの駐車場に立てるオフィスビルなんですけど、東口、西口の開発ということで新幹線がっていう形で毎回答弁いただいていますけれども、東口のにぎわい創出、東口から手をつけるということでサンメッセの駐車場になったと思いますけど、上下水道がサンメッセまでっ

ということで駐車場ってなったという御説明でしたけど、最終的に東口って上下水道は全部通ったほうがいいっていう……、結局、オフィスビルっていう話が出て、サンメッセの駐車場っていうふうになんか安易になったような気がしてならないんです。

やっぱり東口の開発に関して、10年、20年、30年、50年、今回、50年賃貸ということで30年から50年に変えられたということなので、将来像を見据えた開発を考えてあるのか、質問いたします。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今回、サンメッセ鳥栖駐車場に計画地を変えた大きな要因の一つは、先ほど御説明いたしました上下水道の接続の問題と、北側のほうが敷地面積を広く取れるっていうことと、駐車場部分を仮にオフィススペースといたしましても今のサンメッセに必要な駐車台数については同じように確保できるかなんか思っているところも含めて、今のサンメッセへの影響も軽微にとどめられるのではないかとこのところで計画地を変更したということでございます。

当該地につきましては、駅東が今後どうなっていくのかっていう部分にもそれほど支障しない場所を選定したつもりでおりますので、新たな人流がつかれるという意味で駅東の開発に今後寄与していくことができる建物になっていくという想定でございます。

以上です。

#### **上村典子委員**

先ほど中村議員が説明されたように、サンメッセは市民のための定住・交流センターという意味合いで、見直すというふうにおっしゃってましたけれども、何かイメージがつかないんです。

サンメッセは本当に市民のために活用をしてほしいという中、今度、サンメッセの前に何階建てかはまだ決まっていなくてしょうけれども、大きなオフィスビルができるって想像すると、市民の利用しやすさっていうのがなくなっていくんじゃないかなって。

駐車場も道路を隔てた線路側のほうの今の有料駐車場のところで考えたってお聞きしましたが、あの駐車場はスタジアムを利用される方も利用されるし、駅から福岡のほうに行かれる方も利用されているので、何か想像がつかないので全体像が欲しいっていうか、そこら辺も留意して未来に向けての全体像がほしいと思います。

こういう話が10件ぐらい依頼が来たからオフィスビルを造りたいという、ニーズがあるから造りたいという気持ちは分かりますけど、虫食い状態に開発していても、最終的に、あれ、こうだったってならないように将来的なものを見据えて開発していただきたいと思います。

#### **伊藤克也委員長**

お答え要りますか。

御要望みたいな感じでよろしいですか。

## 上村典子委員

要望で。

## 伊藤克也委員長

じゃあ、要望ということで。

ほかにございますか。

## 牧瀬昭子委員

広さとか高さとかのイメージがどの辺りを想定されているのかというのがあると思うんですけど、サンメッセの駐車場を使って5,000平米ということなので、今後、大規模改修に向けてサンメッセの用途も先ほども御説明がありましたし、その辺りの全体像が見えない中で、このサンメッセの駐車場に50年間動かせないものができるってということが市民全体のサービスにどのような影響があるのかが見えにくいので、そこが決まってから建てていく必要があると思うんですけど、その辺りの展望とかがもう少し見えたほうがいいと思うのですが、その辺りはどういうふうにお考えか教えていただけますか。

## 松雪努政策部長

さっき上村委員がおっしゃった駅東の駐車場は、現在の利用状況は非常に落ちております。

あその場所自体が鉄道高架用地なんです。ずっと並びでスタジアム前まで。

先ほど上村委員からもおっしゃっていただいたように、我々はその高架ってところが、まだ可能性としてあるというような中で、駅の東と西、今、東をやっていますけれども、取り組めるものとして東口の設置をやっている、この間田村議員にもお答えしましたが、できる範囲、限られた範囲になるかと思うけれども、西側もちょっとは手を付けたいっていうのは何かがあります。その中で、今取り組める東口をやっている、そして、我々もオフィス需要を逃したくないっていう中で、そういう将来のまちづくりに影響しない場所を選んだつもりでおります。今のオフィスのところもです。

ということで、おっしゃるように、全体像っていうところは、駅も東側も西側もっていうところでいずれは描く必要はあると思いますけれども、サンメッセも生かしながら、我々としてはオフィスビルも生かしながらっていうような形で今できることをやってるってところが正直なところだと思っています。

以上です。

## 牧瀬昭子委員

できることからやっていかなければということは理解しました。

ただ、50年後までこの土地が動かさなくなってしまう、貸しているのということだと思うんですが、そのあたりを30年から50年にされたということもオフィスビルを建てる業者のほうから

ヒアリングの中でそういう話が出たということ、狭過ぎるというところで場所を移動させなければならなかったということがあったと思いますし、引込みに関しても上下水道が事業費にかかってしまうということを懸念されたということがあったと思うんですが、それにしても、このサンメッセ鳥栖の駐車場はそもそも使われている場所でありまして、先ほど高架の事業がまだ残っているというお話がありましたが、50年間で高架が進むのかどうか、これから先、50年後も高架が進まずにあるのではないかという懸念もあると思うんです。

今までもいろいろな構想がありましたが、揺れては消え、立ってはなくなりという感じでずっときていると思うんですけど、50年後もまた同じようにあそこが平地になっている可能性を考えるのであれば、オフィスビルをあそこに建てて、都市広場として連携した取組とかありますし、サンメッセ鳥栖の駐車場はもう今のように使われるというふうにして、サンメッセの駐車場を確保されるということでしたけど、そもそも何台分を想定されているのか、そのあたりは具体的にどのようにお考えですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

現状のサンメッセの利用状況を見ますと、全体の65%が鳥栖市民ではない方の利用でございます。

鳥栖市内の利用者というのは全体の35%ぐらいっていう状況と、駐車場部分につきましては、90%の日程で大体40台ぐらいしか使っていないということもございます。

で、今回サンメッセ鳥栖部分に仮にオフィスビルを建設するという事で計画をしておりますけれども、駐車場の駐車台数につきましては、今と同等程度は確実に確保していきたいと思っておりますので、今駐車できる台数部分は確保していきたいということで計画はしていきたいと思っております。

**牧瀬昭子委員**

今、おっしゃっているのは、今、有料になってるところの部分を含めてサンメッセ側の身体障害者の方とか体の不自由な方たちが止められるスペースもということで、西依議員の質疑の中でおっしゃっていたと思うんですけど、その分に関してはサンメッセ内のところではどういうふうに確保される予定ですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

配慮が必要な方向けの優先駐車場につきましては、今のサンメッセ鳥栖の建物に隣接する、今のような形で20台から30台ぐらいは確保できるんじゃないかという想定をしております。

**牧瀬昭子委員**

20台から30台となると、サンメッセの入り口からするとどちら側になる想定ですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

サンメッセの北側の東側に受電施設の建屋がございます。

その辺りを中心として思っておりますので、北側の出入口付近になろうかと思っております。

**牧瀬昭子委員**

二、三十台分を確保して、それ以外のところはオフィスビルの建物になる、もしくは駐車場になるということでイメージしていいですか。

先ほど聞きそびれましたけど、高さとか広さとかはどのぐらいの想定ですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

こちらにつきましては、御提案いただく事業者で御検討いただく内容になりますので、可能性としては、容積率的には10階とか15階が建てられていくと思いますけれども、何階建てを選択されるかというものにつきましては事業費ですとかもろもろ計画がございますので、プロポーザル提案の中でお受けしていきたいと思っています。

**牧瀬昭子委員**

となると、周辺にマンションがありますので、周辺の方への影響とかってというのはどんなふうにお考えですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

当然、建築基準法も含めて関係法規に準拠した建物になりますので、周辺の住民の方、マンションの方に支障するような建物が建つことはない想定しています。

**牧瀬昭子委員**

オフィスビルが来ることによって、日陰になってしまう可能性とか周辺がどうなるかとかも想定する必要があると思いましたので、御質問させていただきました。

やはりそこも検討事項としてするべきではないかと申し上げておきたいと思います。

今回、サンメッセの駐車場のところに造るってということで、サンメッセとの連携をするというコンセプトとか、このオフィスビルを建てるということそのもののコンセプトはどんなふうにお考えですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今後、プロポーザルで御提案いただく事業者からどのような提案があるかっていうところにもなるかと思いますが、オフィスビルと今後の用途変更も含めましたサンメッセにつきましては、必ずしもリンクするものではないのかなという気はいたします。

**牧瀬昭子委員**

リンクしないということであれば、必ずしもサンメッセの駐車場じゃなくてもいいのかなと思いますし、駅東側の市の土地との比較検討というのはどんなふうに行われましたか。されていらっしゃるのであれば。

**松雪努政策部長**

先ほど申し上げましたとおり、東側にある市有地っていうのは高架用地でございますので、現段階で高架用地で計画をするっていうところは考えておりません。

**牧瀬昭子委員**

50年間の間で何かしらやるであろうということで、考えがあるからということでよろしいですか。

**松雪努政策部長**

そうですね、今までも何度もお答えしておりますけれども、九州新幹線なり西九州ルートの在り方とか鳥栖駅の機能がどういう形になっていくのかっていうところがはっきりした段階で、我々はその次の段階で、あそこを本当に高架できるのかできないのかというところを含めて検討に入っておりますので、まずはその可能性は潰さないような形での今回の計画になっているということです。

**牧瀬昭子委員**

それだったら余計にサンメッセ鳥栖の前に50年間動かせないものができるということは、とても支障が出ると思うんですけど、その辺りの検討はどうですか。

**松雪努政策部長**

支障が出るとは思っておりません。

**牧瀬昭子委員**

支障が出ないところに造るというお話でしたけど、その辺りはどうしてそのようにお考えなんですか。支障が出ない根拠は何ですか。

**松雪努政策部長**

現在、駐車場として利用されている部分については、我々は間違いなく確保してまいりたいというふうにお答えをしております。

現在の用途は駐車場でございますので、それを確保した場合、そこに建物を建てても問題ないというふうに思っております。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

まちのデザイン自体が明らかになっていないことがこの事業に対しての一番の問題点だと私は考えているので、そこの裏がしっかりないままにここが建ってしまうことが、次のまちづくりをするに当たって動かせなくなってしまうということに私は問題点があると、課題があると思うんですけど、その辺りはどうですか。

**松雪努政策部長**

我々、今後の東側のまちづくりに支障がないところを選んで考えてやっています。

#### **牧瀬昭子委員**

堂々巡りになるのでここで次に行きたいと思いますが、令和7年度に10件ほど電話がありましたと、オフィスビルがありませんかということで引き合いがありましたということでした。

でも今回、事業者さんのほうから手を離された要因としては、事業が成り立つのかどうか、そこをとても不安視されてだと思えるんですけど、それについては今後どういうふうに改善されていくのか御検討されましたか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

昨年辞退されました事業者の聞き取りを行う中では、貸付期間が当時30年が上限でございましたので、30年で建築費含めて償還する必要があることの難しさ、並びにちょうどその時点で資材価格の高騰の波が来たこと、相互の要因の変化によって採算を見極めると難しいというのが一番大きな理由だったと思っております。

そこで、貸付期間を50年未満まで延長できるようにいたしまして、面積自体も5,000平米ぐらいということで広く確保できるようにいたしましたことから、採算性という観点からはかなり改善が見られているのではないかと思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

30年から50年で採算が合うように、そして、広さを広くすることによって事業者の方も入る件数を増やすということで採算性ということだと思えるんですけど、現在、ないですかというお問合せは10件ほどであって、今後入りたいですというような流れではまだないと思うんです。その辺りは広げることによって、件数も埋めないといけなくなると思うので、事業をやる方にとってはとてもハードルが——年数がより延びたから入ってくる分は増えるかもしれませんが、埋めていかないといけなくなりますので、その分空室になった場合は鳥栖市のほうが負担してほしいみたいなことも要望で書いてあったところがあったと思いますけど、その辺りのお考えはどうか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

オフィスビルを建築される専門の事業者が、今回手を挙げてこられる可能性があると思っておりますので、入居者を探すノウハウを持った、力が強い事業者っていうことを念頭に置いておりますことと、空床補償を市で行うという考えは持っておりません。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

それでは、今回、プロポーザルの選定委員の謝金ということで2万8,000円が上げられていますけれども、この方たちが専門性を持った方でないと、事業者として本当に適切なのかどうかとい



先ほど、プロポーザルのタイミングとかが夏にということなんですけど、そもそも私からすると慌ててされているようにも見えますし、もう少し余裕を持ってすれば議会への説明も市民の方への説明ももう少しする余裕があったと思うんです。

なので、この夏を選ばれたのはなぜか、その辺りはどうお考えですか。（「プロポーザルを行う期間が短いってということですか」と呼ぶ者あり）スタートする時期。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

もともと昨年度中にできればということで計画しておりましたものが、今の時期にずれ込んでいるってことが1点。

もう一つは、説明に当たりましては、詳しい公募条件等をお示しする必要があると思っておりましたことから、公募開始時期とさほど変わらない時期に对外公表を行う必要があるだろうと思っておりましたことから、公募開始時期と議会へのお示しが今の時期になったってところが正直なところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

最後に要望とさせていただきたいと思います。

昨年度中に行うべきだったことが今回、この事業の中身のヒアリングですとかその内容についてやらないといけなかったことがあったのでこの時期になった、議会への説明とかは公募についての内容が外に出てしまう可能性があるのも、一緒に行われたということかとは思いますが、利用者の方からすると大変支障が出てくるものだと思いますし、私は、まちづくりに対してここを鳥栖市内の1等地だと本当に思っておりますので、その中に50年間使うオフィスビルで本当にいいのかという議論も含めて、やる時間があまりにも少な過ぎた。これを皆さんと共有しながらまちづくりを進める必要があったのではないかとこのことを問題提起としてさせていただきたいと思います。

#### **伊藤克也委員長**

それでは、要望ということでいいですか。

#### **松隈清之委員**

当初の前回のプロポーザルの提案から場所とか広さとか変わったところがあったんで、委員さんからもいろいろ御質問が出ていると思うんですけど、確かに事前にそういう説明がもうちょっとあってもよかったかなっていうふうには思っています。特に、その駐車場を使うということになっている、その代替駐車場の確保の仕方とかっていうのがある程度事前にあると安心感も違ったんではないかなと思って。公募条件を詳しく聞くというよりは、こういうイメージで整備を進めていきたいという説明はやはり事前にあったほうがよかったかなというふうには思っています。

将来的なまちづくりとか全体計画の中でっていう御意見も出ていますけれども、確かに、そういった全体構想とかあってできればいいんでしょうけれども、今、短期施策をやっていますよね。短期施策って何で短期かっていうと、中長期はまた別の視点でやるっていう基本的な考え方があるんで、特にその高架用地の活用、実際高架ができるのかっていうことに関しては、西九州ルートの開通で特急の本数とか鳥栖駅の機能とか、場合によっては鳥栖駅のホームが今6番まであるけど6番まで要らなくなった場合の鉄道高架の可能性とかっていうのは現段階ではなかなか判断できないので、50年ずっとそのままっていうよりは、新幹線がどうなるかを見極めながら鉄道高架用地の判断をしていくっていうのも仕方がないんで、これも仕方がないかと思っております。

そういう意味では、高架用地に50年間動かせないものを現段階で建てるほうがよっぽど将来のまちづくりにとってはリスクなので、サンメッセの駐車場用地——僕は、逆に鳥栖市がサンメッセの東側とか土地を買ってやってもいいかなと思うんですけれども、一番手っ取り早いところでいったら市の持ち物、その中でやるっていう意味では、1等地だからこそ民間事業者が手を挙げてオープンして埋まるかどうかのリスクも全部事業者が——公募者はそれなりのいい土地で鳥栖市としては準備をすべきだろうと思って、基本的には進め方として僕は問題ないと思うんです。

ただ、やはり、サンメッセの駐車場の機能を一部阻害する可能性があるっていう意味では、事前の十分な説明っていうのはあったほうがよかったかなというふうに思っています。

以上です。

#### **伊藤克也委員長**

お答えは要らないですか。

#### **松隈清之委員**

はい、結構です。

#### **上村典子委員**

空室補償はしないということでちょっと安心しました。

建った場合に、1階部分の利用の方法ですが、オフィスビルっていうことで限定になっているのか、もしくは1階部分は何か市民に愛されるようなものが入るとか、そういう構想とか規定とかを今後どのように考えていらっしゃるか教えてください。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

そういった、1階に市民の方に使っていただけるようなサービスとか施設が入るかどうかっていうところにつきましては、審査の中で見ていきたいと思っております。

#### **中村直人委員**

肝腎の選定委員会の委員は何名ですか。

今回2万8,000円プラスされて15万円ぐらいになっていますが。

## 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

5名程度を想定しております。

### 中村直人委員

5名程度ですね。これからはそれをした場合の架空的な問題になっていくわけね。こういうふうにしたときにどのくらい入られますかという募集をするわけでしょうから。

ですから、全体的には、それがなかなか成り立たないので辞退がされていたということですので、今、全体的な事業の実績を見たときに大変厳しいものがあるんじゃないかという気がするわけです。そのときに果たして埋める自信があるのかどうかですね。

どのくらいの高さを造ってどのぐらいしてっていうのは、場所的には5,000平米でしているでしょうけれども、これからどういったものを建てていこうかなんかというのは計画をされるわけでしょうから、それから建設についてもそうだし、前回だと借地料が非常に安いというふうな点もあったので、それを50年間かけて返済能力があるようなところがないと来ないわけですので、非常に厳しいんじゃないかという気が僕はしています。

そういった厳しいものを今建てるべきなのかなと考えるわけですが、僕と執行部の将来の見方が違うかもしれないけれども、そこまでの自信があって言っているわけでしょうから、それだけの覚悟をしてもらわないといけないと思いますので、その覚悟だけは聞いておきたいと思っています。

### 松雪努政策部長

30年を50年という形にするときに我々も随分議論を行いました。

その事業の継続性というところで大丈夫なのかっていうところは議論をした上で、今回、50年ということに臨んでおりますので、そこは覚悟を持ってしていきたいと思っております。

以上です。

### 伊藤克也委員長

私のほうからちょっと、中村委員、いいですか。

### 中村直人委員

はい。

### 伊藤克也委員長

先ほど募集要項の説明を25日の全体説明会で行われるってということだったと思うんですが、じゃなかったですか。池田委員の……（「募集内容の説明です」と呼ぶ者あり）募集内容の説明ですね、要綱とかそういう決まり事じゃないということですね。分かりました。

それともう一点、その計画地の全体の見取図じゃないけれども、そういった図面っていうのがあれば皆さん分かりやすいのかなと思うんですが、その辺いかがですか、もし提出が可能なら後



午前11時5分再開

**伊藤克也委員長**

再開します。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

このふるさと納税を財源とした内訳につきましては、総務部において所掌しておりますので、そちらで御確認をいただければと思います。

**伊藤克也委員長**

よろしいですか。

**牧瀬昭子委員**

内容としては財政課に確認をしたいと思います。

この2,600万円になった——もともと全体が4,000万円だと思うんですけども、この4,000万円になった経緯を教えてください。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

双方のチームと共に協議をする中で、同じ金額でっていうこちらの思いは伝えながら、ユニホームスポンサーの金額と照らし合わせながら相手チームからそれぞれ御提案いただいた金額でございます。

**牧瀬昭子委員**

企画費ということなんですけれども、鳥栖市と名前が付くことによって鳥栖の名前をほかの市町の方に知っていただくということが一番の目的だと思うんですけど、それを広めるための要素としてももう少し何か次の手を打っていかないと、せっかく入れたのに見られてないっていう可能性を少しでも減らしたいと思うので、何かほかの手だてとして考えていることがあれば、教えてください。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

ユニホームスポンサーとなって、鳥栖市という文字を入れることによって、放送で鳥栖市っていう表現が増えることもございますし、全国に転載される両チームでございますので、ビジュアルとして映る部分もございますし、そういうメディア露出効果と放送音声としての効果といったものを今回、期待しているところでございます。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

現状としても、サガン鳥栖のほうは鳥栖市が入っているかと思いますので、そういったメリッ

鳥栖市のホームページもサガン鳥栖とかスプリングスとかっていう検索でされる方が圧倒的に多いとお伺いしまして、鳥栖市のユーチューブを見ますと、鳥栖市の公式のユーチューブの伸びがなかなか思わしくないというところがあると思うんで、その辺りも含めてここと連携させながら、たまに出て来られますけれども、より一層見ていただく機会を増やすとか、せっかくこういった形でされるのであれば有効な利用の仕方とかをぜひ考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

以上でございます。

よろしくお願いします。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

市民環境部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩



午前11時18分再開

それでは、再開します。



– 28 –

**議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）**

**報告第1号 継続費繰越計算書について**

**報告第2号 繰越明許費繰越計算書について**

**伊藤克也委員長**

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

**緒方守市民環境部長**

今議会の市民環境部関係の議案につきましては、甲議案が3件、乙議案が2件となっております。

内容につきましては、担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

ただいま議題となりました議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

一般会計補正予算の総務常任委員会資料、補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成に、今回、柚比町及び原古賀町のコミュニティ活動に要する備品等の整備事業が助成決定を受けましたので、助成金460万円を計上いたしております。

整備内容につきましては、歳出のほうで御説明をいたします。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

委員会資料の2ページの中ほどになります。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費、節7報償費、節10需用費及び節12委託料につきましては、今年度、多文化共生啓発講演会を実施することといたしましたので、印刷製本費や講演委託料などの経費でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

今回の多文化共生啓発講演会につきましては、本市に住む外国人に対する理解を深め、多文化共生啓発の推進を図るため、多文化共生啓発講演会を開催するものです。

講演会につきましては、令和8年11月27日に開催することとし、講師に特定非営利活動法人地球のステージの代表理事で医師の桑山紀彦氏をお迎えして御講演をいただくこととしております。

なお、この講演会は生涯学習課の人権啓発活動地域委託事業補助金を活用しており、補助率は10分の10となっております。

資料は、2ページにお戻りください。

目11まちづくり推進センター費、節18負担金、補助及び交付金のコミュニティ事業補助金460万円につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、柚比町及び原古賀町におきまして、コミュニティ活動に使用する備品等の整備を行うものでございます。

柚比町につきましては、公民館で使用する会議用机や椅子、パソコンなどの備品の整備を行い、原古賀町につきましては、町区が取り組む地域食堂で使用する保冷庫のほか、町区が保有する土地の竹林の管理のため、ウッドチップperを整備するものでございます。

また、自治公民館建設等補助金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づき、姫方町及び山都町が行います公民館の改修工事に対しまして補助金133万円を交付するものでございます。

資料の4ページを御覧ください。

姫方町公民館の改修工事につきましては、屋根等の改修工事を行うものです。

また、山都町公民館の改修工事につきましては、照明のLED化を図るほか、空調設備を改修するものでございます。

以上です。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

2ページに戻っていただきまして、款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節14工事請負費、排水管敷設等工事費につきましては、真木町の旧ごみ焼却施設の跡地にストックヤードの整備を行っておりますが、敷地の排水に関する河川管理者との協議により、現在の排水設備が河川の占用基準を生かせていないことが分かったため、改修工事を実施するものとなっております。工事の場所につきましては、資料の5ページを御覧ください。

敷地の東側部分でございまして、工事箇所と記載しているところでございます。既設のヒューム管の撤去、それから、排水管及び集水桝の敷設等を行うものでございます。

資料2ページに戻りまして、節18負担金、補助及び交付金、佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期リサイクル施設整備事業の進捗に伴いまして、施設の設計と施工に対する監理業務委託等に要する経費を補正するものでございます。

なお、次期リサイクル施設整備運営事業につきましては、本年4月17日に仮契約が締結され、5月7日の佐賀県東部環境施設組合議会の臨時会において、工事請負契約及び補正予算について

議決がされたところでございます。

次の資料 6 ページをお願いいたします。

報告第 1 号 令和 7 年度一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

款 4 衛生費、項 3 清掃費、事業名、旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業につきましては、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間、総額 14 億 4,210 万円の継続費を設定いたしております。

資料に記載のとおり、令和 7 年度の継続費の予算現額が前年度からの通次繰越額を含めまして、11 億 1,568 万 6,500 円、実際の支出額が 9 億 1,640 万円、残額の 1 億 9,928 万 6,500 円を令和 8 年度に繰越すものでございます。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、報告第 2 号 令和 7 年度一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

資料は 7 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、鳥栖まちづくり推進センター整備事業につきましては、令和 6 年度に事業着手いたしまして、令和 7 年度からは、建設工事、実施設計等業務を進めているところでございますが、業務完了までに最長 12 か月程度を要し年度内の完了が困難であることから、令和 7 年 12 月市議会定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいております。今回、委託料 7,430 万円のうち、5,620 万円を繰り越すものでございます。

以上です。

#### **有馬秀雄市民課長**

同じく款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、事業名、異動受付支援システム改修事業 46 万 2,000 円につきましては、基幹系システムの標準化に不測の日数を要したため繰越したものでございます。

次に、戸籍附票システム等改修事業 325 万 4,000 円につきましては、戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載に係るシステム改修です。国の補正予算を活用し、全国一斉に行われる改修になります。年度内完了が困難であったため繰越したものでございます。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

款 4 衛生費、項 3 清掃費、九畝谷線道路改良事業につきましては、測量設計業務において、関係団体、地権者等との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため、委託料 1,459 万 9,000 円を令和 8 年度に繰り越しております。

以上で、議案乙第 16 号 令和 8 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）について、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

## 伊藤克也委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

## 池田利幸委員

御説明ありがとうございます。2点あるんですけど、1点ずつ聞きます。

まず3ページの多文化共生啓発講演会の件ですけれども、行うことは大変いいことだと思っ  
ているんですけど、200人の公募の参加を募るやり方——これって普通のやつと違って多文化共生を  
するってことで、内容的にも地球のステージっていう大きなくくりでやりますよっていう中で、  
私の周りの市民さんからお話を聞く中でも、鳥栖に外国人さんが多いっていうのはもちろん理解  
されているけれども、文化が違うことでお互いが分からないっていう部分で怖いだったりとかそ  
ういうイメージが先に出てきて、こういう場所こそ日本人の方、市内の方にも来ていただきなが  
ら外国からの留学生やいろんな職員の方々が一緒にそういう場に入ったほうが好ましいんじゃな  
いかなって。こういうところに私たちも行きますけど、そんな多く外国人さんが参加されている  
イメージはないんです。なので、公募のやり方とか御案内のやり方っていうのはどうなってるの  
かなって。

こういうところこそ一緒に参加したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

## 原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

御意見、御質問ありがとうございます。

議員から御指摘がありましたように、今回お互いを理解するというのが一つ大きな目標であり、  
目指す成果であるというふうに思っておりますので、日本人の方は外国人の方を理解していただ  
くということで、日本人の方に多く御参加いただきたいという考えはございます。

公募の手法といたしましては、ホームページはもちろんなんですけれども、これまでもほかの  
取組で行う際にも同様にしておりましたが、嘱託員会であるとか会長さんあたりにもお声かけを  
させていただきたいと思っております。

自治会あたりにももちろん御案内をさせていただきますし、市内に日本語学校2校、そして外  
国語専門学校もございますので、そちらのほうにも御案内をさせていただこうと思っております。

## 池田利幸委員

今の御答弁だったら日本人に多く来ていただこうという意図のほうが強いつて言われているよ  
うに……、それはそういうことでいいですか。

## 原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

どちらが多くということではないんですけれども、やはり外国人の方を理解していただくとい  
うことが少しございますので、そういう意味では、日本人の方が多いほうがよいのではないかな  
と考えております。

## 池田利幸委員

それはそれで全然いいですよ。お互いを見ながらで。

これに絡むかどうかは全然わかんないんですけど、今、青切符制度とかも始まっているので、その周知も受付とかでこういう制度も始まってますよってやってください。日本人の方にもそうだし外国人の方々にもそうだし、改めてそういう変わった制度とかの周知っていう機会もチラシを渡してちゃんと見てもらって啓発するっていうこともまた必要なのかなということもあるんで、その辺まで検討できればぜひお願いしたいと思っております。

これは意見でいいです。

続けていいですか、4ページですけど、自治公民館建設等補助金の一番下の米印のところで私初めて見たかなって思うんですけど、補助対象経費の10分の3ということで、補助限度額が1自治会当たり100万円っていう、その下に自主防災組織を結成し、公民館を自主避難所としている場合150万円っていう記載を初めて見た気がするんですけど、これは前からそうだったのかどうなのか。

## 原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

以前からこの部分は記載しております。

## 池田利幸委員

これは交付要件上、この中にもう組み込まれているんですか。

## 原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

鳥栖市公民館建設等補助金交付規則の中にうたっております。

## 池田利幸委員

自主防災組織の組織率を上げていただくっていう部分でも避難所だからっていう部分でも全然ありだとは思うんですけど、私も自主防災組織の組織率を上げるべきだってずっと言いよる中で、いろんな町区さんとお話をさせてもらって調べる中で、例えば、一町区さんの話をしたらいかなんでしょうけど、神辺町区さんとかだったら、自治会自体が3つぐらいに分かれていますよね。

その中で、町区として自主防災組織をつくるのが難しいっていうような話で、公民館が3つに分かれていたりしてっていう中で、これが該当しないところもちろん出てくるんですけど、そこは全部自主避難所に当たっているから適用なのか、意図としても自主防災組織に協力するからつくってくださいねっていう部分があるんでしょうけど、つくろうと思ってもつくれないところで該当しないところは駄目っていうことに、もう完全にそこは割り切りますよっていうことに規定上なっているっていうことなんですか。

## 原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

神辺町の例がございましたので、神辺町でいいますと、議員御指摘のように公民館が複数ござ

います。複数の公民館であっても補助を行ってまいりました。国泰寺のほうに公民館がござい  
ますが、公民館の分館のような形になるかと思えますけれども、改修の際にはこちらにも補助を出  
しております。

また、三島町でも改修がございましたけれども、こちらも三島町の於保里、不動島、田出島と  
分かれておりますけれども、於保里にも補助を出したことはございます。

以上です。

#### **池田利幸委員**

これの対象とならない公民館ってどれくらいあるものなんですか。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

規則の中に自治公民館の定義がございましてけれども、この中に自治会が設置したものは補助金  
の交付対象としておりますので、ほとんどの自治公民館が対象になってまいります。

一般質問の中でも成富議員から御質問がございましたけれども、とある市営住宅の集会所  
に対しての補助ですが、厳密に申し上げますと先ほど私が申し上げたように、規則の中で自治会  
が設置したものを公民館として扱って補助対象とするというのもございますので、公営住宅の集  
会所等は今のところは対象となっていないです。

#### **池田利幸委員**

すいません、僕の聞き方が悪かったんです。

僕が聞いたのは、100万円のこの補助金はもちろんそうだというのは理解があるんで、そうじゃ  
なくて、自主防災組織として公民館の避難所となって上限150万円の交付の対象とならない公民館  
ってどのくらいあるんですかって、分かりますかっていうことです。

#### **伊藤克也委員長**

もし、時間がかかるようでしたら後で回答頂きましょうか。

#### **池田利幸委員**

ちょっと別の聞き方していいですか。

この150万円のところは、自主防災組織を結成していて、なおかつ自主避難所となっている場合  
なのか、自主防災組織は結成しますが、町によっては自主避難所に当たらないっていう公民館  
もあるけど、これは単体で自主防災組織を結成してるところと自主避難所になっているもしくは  
両方兼ねているところしかその対象にならないとかはどういうふうになっていますか。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

自主防災組織を結成されておられれば補助の対象としております。

自主避難所であるかどうかというのは、求めておりません。自主防災組織を結成して自主避難  
所としての……、「かつでしょう、オアじゃなくて」と呼ぶ者あり）かつです。失礼しました。

ただ、届け出る予定のものも含んでおりますので、現在、自主防災組織となっていなくても補助申請するに当たって自主防災組織を結成しますということであれば補助の対象となる場合があります。

**伊藤克也委員長**

よろしいですか。

**池田利幸委員**

もういいです。

**伊藤克也委員長**

ほかございますか。

**上村典子委員**

3ページの多文化共生啓発講演会に関してです。

本当に素晴らしいとは思いますが、曜日が金曜日になっているので、できれば土日開催ということを考えていただきたかったのと、参加者の幅を広げるためにも学生とかふだん仕事をしている方たち、私もいろんな講演会がありますけど、平日だと行けない、土日だったら行けるっていうのがずっと続いているので、土日に開催する考えはなかったのかっていうところをお願いします。

**原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

講師の桑山氏は、医師、ドクターでもあらわれて、平日がなかなか厳しい部分もございましたけれども、市の職員の研修もここに含めたいということもございまして金曜日になっております。

御指摘のように学生も含めて広くこういう講演に参加いただくことは重要かと思っておりますので、今後、考慮していきたいと思えます。

ありがとうございます。

**伊藤克也委員長**

ほかございますか。

**松隈清之委員**

今の多文化共生講演会の講演内容が地球のステージっていう漠然とした内容になっているんですけど、具体的にはどういう内容になるのかな。

**大石文枝市民協働課男女参画国際交流係長**

お答えさせていただきます。

地球のステージというのは、桑山さんの活動自体が海外で、パレスチナとかいろんなところで国際協力の一環で医療活動とかに従事した経験もお持ちですので、そういう体験のお話。それか

ら、桑山さん自身が楽器を演奏されるので、海外のそういう活動の映像と一緒に楽器を使って講演をするということで、音楽とか映像を使うので外国人の留学生にも非常に分かりやすい内容だったということです。

以上、お答えとさせていただきます。

#### **松隈清之委員**

面白そうな内容なんだけど、いわゆるこの事業目的っていうのが、多文化共生っていうところで、先ほど日本人の方に来ていただきたい、要はいろんな理解をしていただきたいということでいくと、今のその体験とか楽器演奏がどこまで多文化共生の理解に資するのかあまり納得できていないんです。どういう意図を持ってこの方を選ばれたのか。

#### **大石文枝市民協働課男女参画国際交流係長**

この講演会は鳥栖市の場合、市内の国際交流団体と国際交流懇談会っていうのを定期的に市内の国際交流イベントで企画している際に、数年前に佐賀市で実際にこの講演を聞かれたっていう方がいて、その講演内容を聞かれた上でその多文化共生の理解につながる内容であったということで、御提案をいただいてこの方をお願いしております。

県外の生涯学習とか人権の講演会でも桑山さんは御講演をされているっていうことですので、そういった内容が人権の教育とか生涯学習にも役立つということで今回御依頼をさせていただいております。

以上になります。

#### **松隈清之委員**

いや、もちろん広くとらえれば人権の問題なのかもしれないけれども、今回、この目的の中で挙げられているのが、本市が外国人住民の比率が県内で最も高いと。これはそれぞれ委員のほうにも届く外国人の問題、例えば、自転車のマナーだとかごみ出しのマナーだとかいろんなところでうまくいっていないケースもやっぱりあるわけです。

そういう中で、お互いが考えて取り組まなきゃいけない中で、今回のメインをどっちかっちゃうと日本人に理解を求めるような講演内容なのかなと、この文書を読む限りは受け取るんだけど、今の鳥栖の置かれている環境の中で、住民に多文化共生を深めようと思うのであれば、海外での経験とか楽器の演奏っていうのを——いや、講演としては面白いと思うんですよ、講演としては面白いと思うんだけど、この事業目的に対して果たしてそれが適切なのかなっていうのは疑問に思うところがあるんだけど、どう思いますか。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

御指摘ありがとうございます。

先ほど大石係長が申し上げましたように多文化共生をテーマとした人権学習会として開催をし

まして、日本人、外国人双方の相互理解の増進が図られればということで企画をいたしました。

企画に当たりましては、国際交流懇談会ですね、鳥栖市内の青年会議所であるとか、そういった関係する団体にも御意見を頂きながら決定したところではございます。

御指摘のように今、鳥栖市において具体的に課題になっていることに対して直接議論することもあったかと思います。講演を聞いてみないとあれなんですけれども、まずは広く外国人の方がこういった環境でお住まいであったか、そういったところを理解するところから始めていきたいというふうに思っております。

また、様々な課題について御指摘をいただいた分、市民の皆様から私ども市民協働課のほうに御連絡いただいたことについては、具体的な部分については外国人の方が通っておられる学校はもちろん、お勤めである事業所にも周知をするようにしております。ですので、なるべくその課題解決に向けた取組を私たちもできる範囲で行っているところでございます。

いただきました御質問、御意見については、今後その点についても取組が進められるように努めていきたいと思っております。

以上です。

#### **松隈清之委員**

少なくとも事業目的に沿う形で、理解していただきたい人に来てもらいたいんだったら、先ほど区長さんにもお話をされるということでしたけど、例えば、外国人が割と住んでいるところの方にこういうのをやりますって言ったときに、全く地域の課題と関係ないねってなるとどうしてものがっかりするんじゃないかなっていう心配があって、だからどういうふうに理解していくのか、あるいは外国人に対してもどこまで日本の文化を尊重してもらうのか、それぞれに對しすべきことがあるんですよ。

だから、日本人だったら日本人にこういうことを理解してもらいたいかっていうところがより伝わるような講演にしていただけるのであれば——講師が嫌だって言っているわけじゃないんで、そういった内容で組立てていただければいいということと、もう一つは、先ほど職員の研修を兼ねてこの日程を設定したっていうので、いや、そこはやっぱり市民中心でしょうと思うんです。

市民が来やすいのが土日だったら、それはやっぱり土日にするべきだし、講師の方とお話をし、動画を撮らせてくださいとか、この動画を持って職員は時間を自分で選びながら見てくださってということでも可能なので、職員の研修があることを理由にして平日設定はちょっと違うかなと。変更が可能かどうか分からないけど、そこはあくまで市民に理解していく、職場の職員研修じゃなくてあくまで市民中心で考えていただきたいと御意見を申し上げておきたいと思っております。

#### **緒方守市民環境部長**

御意見を頂いて、やはり市民の方を中心にそういう研修は組むべきだと思いますので、今後は

今回の講演については先生の都合もあって金曜日になっておりますけれども、この前行った男女共同参画の研修等については土曜日とか日曜日とかそういうところでも行って、市民の方にも参加しやすいような、そういう研修も組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩します。



はい。

議案甲第24号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

それでは、次に議案甲第24号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

ただいま議題となりました、議案甲第24号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案の概要について、御説明いたします。

総務常任委員会参考資料 2 ページをお願いいたします。

まず、改正理由ですが、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律施行に伴い、在留カード及び特別永住者証明書にマイナンバーカードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が本人申請により可能となります。

特定在留カード及び特定特別永住者証明書でもコンビニで印鑑登録証明書の交付が可能となるため、本条例第13条中個人番号カードの次に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加えるものでございます。

また、電気通信事業法の一部改正により、引用条番号が変更となったため併せて整備をするものでございます。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上で説明を終わります。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

御説明ありがとうございました。

御説明をいただいたんですけれども、僕、今、理解ができなくて。もともと特定特別永住者の方々って、福岡とかの出入国管理、あそこで手続きをずっとしていた分が市役所でできるようにな

ったってことですか、マイナンバーカードで。

#### **有馬秀雄市民課長**

議員おっしゃられますとおり、福岡出入国在留管理局のほうで手続をしているわけなんですけれども、今回の特定在留カード、一体化されたものになりますけど、これにつきましても引き続き、出入国管理局での手続が必要です。

理由としましては、在留資格並びに在留期間の更新に関わる分になりますので、それにかかりますので、出入国管理局で手続が必要となってくるものでございます。

#### **下川有美市民課参事兼課長補佐兼市民係長**

少し補足説明をさせていただきます。

先ほど課長が申し上げたとおりでございますが、例えば、住所が変更になった場合と市内で転居された場合とほかの市町から転入された場合については、市役所の窓口でお手続ができるようになります。

#### **池田利幸委員**

それも今までは福岡の出入国管理局でしかできなかった分が、これによって、今、下川参事が言われた部分に関しては、役所でもできるようになったっていうことでよろしいですか。

#### **脇友紀子市民課長補佐兼整備係長**

池田議員の御質問は、特別永住者に関してということでしょうか。

#### **池田利幸委員**

いいえ、もう一回聞きましょうか。

今、例としてここに載っているんで、特定特別永住者って。

ただ、僕が全体に聞きたいのは、この条例改正によって、新たに何ができるようになったのかを簡単に教えてくださいって言ったつもりでございます。

#### **下川有美市民課参事兼課長補佐兼市民係長**

この条例改正につきましては、先ほど申し上げたとおり、コンビニ交付——マイナンバーカードを使ってコンビニ交付で住民票とか印鑑証明とかが取れますけれども、今回、新しくマイナンバーカードと在留カードが合体した特定在留カードと、マイナンバーカードと特別永住者証明書が合体した特定特別永住者証明書というものが二つの機能を兼ね備えたカードが新しくできますので、その分のマイナンバーカードの機能を使ってコンビニ交付ができるってものの改正になっております。

#### **池田利幸委員**

新たにコンビニ交付ができるようになる、やれることは前も今も変わってはないってことですか。



それでは、質疑を終わります。

## 議案乙第20号 専決処分事項の承認について

まず、二重丸の三つ目を御覧ください。

今回の改正で、18歳以上均等割額が創設されております。これは、高校生年代までの子供に係る子ども・子育て支援納付金分の均等割額を10割軽減し、その軽減分を18歳以上の被保険者で御負担いただくことになっております。

税率の参考として、納付金額及び標準保険税率を記載しております。

本年度の本市の税率は、県が示しました標準保険税率と所得割で同率、均等割額、18歳以上均等割額、平等割額は標準保険税率の端数を整理した額としております。

4 ページにお戻りください。

改正の2点目は、国民健康保険税の課税限度額の改正で、基礎課税額分に係る課税限度額を66万円から1万円引上げて67万円に、子ども・子育て支援納付金課税額分につきましては、新たに3万円と設定するものでございます。

なお、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分は据置きでございますので、4つの課税限度額を合計しますと、改正前の109万円から113万円となります。

この課税限度額につきましては、受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影響や円滑な運営を確保する観点から被保険者の国保税負担に一定の限度を設けており、地方税法施行令で規定されております。

課税限度額を上げることにつきましては、医療費給付、医療給付費が増加する中で、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得層の負担上昇をできる限り緩和するものとして、課税限度額を引き上げるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

改正の3点目は、国民健康保険税の軽減措置の対象となる所得基準の改正です。

軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、5割軽減では国保加入者数に乘すべき金額を現行30万5,000円から5,000円引上げて31万円に、2割軽減では国保加入者に乘すべき金額を56万円から1万円引上げ、57万円にそれぞれなったということでございます。

7 ページをお願いします。

国保税の課税限度額につきましては、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、課税限度額の超過世帯割合を1.5%に近づくように段階的に引き上げる運用を設けております。

これは被用者保険で標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%になるように法定化されている規定のうち、1.5%の数字を運用しているものです。

令和8年度においては、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加が見込まれる中で、特に基礎分の限度額を超過する世帯の割合が上昇していることを踏まえて、引上げを行うものでございます。

また、新たに子ども・子育て支援納付金分が3万円と設定されました。

この改正で、図のとおり、高所得者層の負担を上げることによって、負担感が重いと言われる中間所得層の負担をできる限り緩和することがねらいとされております。

8ページをお願いします。

国保税の軽減所得判定基準につきましては、低所得世帯に対して、基準額以下の所得の場合、国保税の均等割額及び平等割額を世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置を行っております。

国が5割と2割の軽減所得判定の基準額については、物価上昇等の影響で軽減を受けている世帯が相対的に縮小しないよう、経済的動向等を踏まえて見直す慣例により、見直し幅を消費者物価など総合的に勘案して決めているところです。

この減収分につきましては、保険基盤安定制度により、県4分の3、市4分の1の負担割合により全額補填されることとなっております。

続きまして、議案乙第20号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

資料の9ページをお願いいたします。

令和8年度から国民健康保険税に新設された子ども・子育て支援納付金分に係る予算でございます。

子ども・子育て支援納付金分に係る予算計上につきましては、歳入の国民健康保険税が鳥栖市国民健康保険条例を根拠にしますことから、当該条例改正と同時に専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入につきましては、歳出の県への納付金の財源として計上しております。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1国民健康保険税、節7子ども・子育て支援納付金分現年課税分につきましては、歳出における子ども・子育て支援納付金を国民健康保険税で賄う必要額を計上しました。

また、款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担金として、低所得者に対する国民健康保険税の軽減額を公費で負担する額を一般会計から繰り入れております。

地域福祉課所管の予算ですが、一般会計で国、県の負担金分を受入れ、市の負担分と合わせて国民健康保険特別会計へ繰り出しています。

次に、歳出でございます。

款3国民健康保険事業納付金、項4子ども・子育て支援納付金分、目1子ども・子育て支援納付金分、節18負担金、補助及び交付金につきましては、県から提示された子ども・子育て支援納付金を計上いたしました。

伊藤克也委員長

ございませんか。

## 榎浩喜保険年金課長

牧瀬昭子委員

伊藤克也委員長

〔発言する者なし〕

総務部の準備のため、暫時休憩いたします。



- 45 -

伊藤克也委員長

それでは、再開いたします。

これより、総務部関係議案の審査を行います。

~~~~~

総務部

議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

伊藤克也委員長

議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係について説明をさせていただきます。

なお、説明は配付しております総務常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、総務常任委員会資料２ページをお願いいたします。

令和8年度6月補正予算概要として、まず歳入について説明をさせていただきます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金につきましては、6月補正の財源調整のため1億98万4,000円の繰入れを行うものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の2ページに記載をしております。

参考資料の2ページの1番上の段ですが、財政調整基金の令和8年度6月補正後現在高でございますが、約41億2,000万円となる予定でございます。

次に、資料に戻りまして、目２公共施設整備基金繰入金、節１公共施設整備基金繰入金につきましては、鳥栖中学校テニスコート整備事業及び市民プール解体事業のため１億７,０００万円の繰入れを行うものでございます。

これも参考資料の2ページに記載をさせていただいております。

2 ページの上から 3 段目になるかと思います。

公共施設整備基金の令和８年度６月補正後現在高は、約32億9,000万円となる予定でございます。
以上でございます。

田中秀信総務課長

その下の段でございます。

款21諸収入、項６雑入、目４雑入、節３消防雑入につきましては、消防団員等公務災害補償等
共済により、消防団員退職報償金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、委員会資料３ページをお願いいたします。

款22市債、項１市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明すること
としておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料の３ページから６ページまでと一緒に御覧ください。

資料のほうですが、目４農林水産業債、節１農業債200万円につきましては、老朽化した農業用
水路の改修に伴うものでございます。

次の、目５土木債、節１道路橋梁債740万円の減額につきましては、道路改良事業に係る国の交
付金の採択内示に伴うものでございます。

次に、節３都市計画債2,690万円につきましては、公園整備事業及び鳥栖駅周辺整備事業に係る
国の交付金の採択、内示等に伴うものでございます。

目６消防債、節１消防債１億5,500万円につきましては、鳥栖市消防団第４分団消防格納庫の建
て替えに伴うものでございます。

次の、目７教育債、節１教育総務債1,590万円につきましては、校務支援システム導入に伴うも
のでございます。

次に、節３中学校債1,610万円につきましては、鳥栖中学校テニスコートの整備に伴うものでご
ざいます。

次に、節５保健体育債１億1,070万円につきましては、スタジアム内装改修事業、市民プール解
体事業等に伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

田中秀信総務課長

それでは、歳出について説明いたします。

４ページをお願いいたします。

款９消防費、項１消防費、目２非常備消防費、節７報償費につきましては、退職報償金が不足
するため補正するものでございます。

次に、目3 消防施設費及び下段の繰越明許費につきましては、資料の7ページのほうで説明させていただきます。

事業名は消防格納庫整備事業でございます。

内容といたしましては、消防団第4分団の体制整備に合わせまして、支部を廃止し、本部に機能統合するため、令和7年度に実施した設計を基に第4分団本部消防格納庫を建て替えるものでございます。

第4分団消防格納庫の機能といたしましては、鉄骨造で延べ床面積145.93平米、備蓄倉庫、待機室、非常用電源設備、更衣室、トイレ等でございます。

新築工事費は1億4,900万円、新築工事監理業務委託料につきましては600万円でございます。

なお、本事業につきましては、工期が約10か月を要するため、次年度へ繰越しを行うものでございます。

以上で、議案乙第16号令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係について説明を終わらせていただきます。

伊藤克也委員長

御説明ありがとうございます。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

最後に説明された7ページの部分なんですけれども、消防団の格納庫整備事業、これは第4分団の体制整備に合わせて建て替えるっていう、今までの議会の中でも話合いの整理がついたところからやっていきますよっていうお話だったと思うんです。

これって、縮小というかこういう統合、併せて作り変えますっていうのは、鳥栖市全体の消防団全部で話の整理がついたらやっていくもんなのか。僕、前の委員会でも言ったことがあるような気がするんですけど、この間の全体勉強会のときとかでも野下議員とかも言われていたんですけど、各分団の本部で畳がかびているとか、僕の第2分団だったらトイレがいまだに昭和時代の和式で古いポスターが貼ってあったりとか、和式とかは今の時代と合っていない部分があるとか言っていた部分で、そういう要望とかも各消防団本部から上がってきていると思うんです。

この消防本部の整理がついていったら、基本的に全部建て替えになる予定なのかどうなのか、今後の計画とかはどうなっているんですか。

田中秀信総務課長

今回の第4分団につきましては、組織再編ということで整理させていただきましたけれども、ほかのところでも組織再編に伴いまして、機能統合や老朽化しているところがありましたら、消

防団と協議を重ねながら計画していく予定ではございますけれども、どこの計画を整理するとかというところはまだ現時点ではございません。今後、協議をしていきながら判断していくことになると思います。

池田利幸委員

協議しながらやっていただきたいと思いますし、予定がなくても、機能の部分でそれこそ和式トイレのままとかそういうところも結構あると思うんで、そういうところはそういうところで洋式へ変えてやるとか、カビがつきにくいようなことをやってやるっていうのは建て替えの協議の中でも出てくるんでしょうけど、建て替えしないでもそこはやってやるとか、そういう部分の検討はぜひやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

松隈清之委員

今の同じところなんですけど、消防団の支部を廃止して本部に機能統合するということなんですけども、これは財源が市債100%になっているんですけど、こういう統合とかする場合って、恐らく、有利な起債なんだろうと思うんですけど、これは後の交付税措置の割合とかって分かりますか。

古賀庸介財政課長

松隈議員の御質問にお答えします。

この起債が緊急防災減災事業債を活用しております。充当率がこの事業費に対して100%受けますので、充当率100%になります。そして、交付税措置が後ほどにはなりますが交付税の中で、理論値にはなりますけれども、元利償還金の70%程度という形になっております。

以上でございます。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

池田利幸委員

これは後で牧瀬副委員長が聞かれるのかもしれないですけども、政策部のところで話が出た部分にはなるんですけど、プロスポーツチーム地域連携事業の中の財源支出がその他で、ふるさと寄附金から出しますっていう話だったんです。

この予算の中のどこで出てきていたのかなっていう部分が1点と、あと、これはふるさと寄附金を財源としてやっていますって、これは1回スポンサー契約をやるってことは、単年度だけですっていう話じゃないだろうと想定するんですけども、ふるさと寄附金に流動性がある中で、項目とかがあるのかっていうのは牧瀬さんが聞かれるんでしょうけど、それではなくて、安定し

た財源、根拠がない部分で今からずっとそのお金を使ってスポンサーとしてお金を支出していきまస్తుってものなのか、今回は取りあえずふるさと寄附金から出してやりましたが今後は別の考え方の中で継続させていきまస్తుってような考え方なのか、今の鳥栖市の整理はどうなっているのか教えていただければと思います。

古賀庸介財政課長

池田議員の御質問にお答えをします。

まず、歳出のユニホームスポンサーの広告料の部分については、御質問の趣旨がもし来年以降も継続をするものであればという仮定でお答えをさせていただくことになるかと思うんですけど、そうであれば、今回は、市長まで協議をしまして、ふるさと「とす」応援寄附金のほうを活用ということにしておりますが、今後は基金でありますとか、あるいは、一般財源の中でも必要ということであれば財政状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

今の時点では決まっております。

池田利幸委員

ふるさと寄附金の用途は、寄附の目的別になっているはずなんです。その中でプロスポーツチームでいう、スポーツっていう部分の寄附がそれだけあったっていうならそこから出しましたっていうことになるでしょうし、仮に、来なかったときっていうのがやっぱりあると思うんです。

最終的には一つのお財布、一般財源に入って、そこからふるさと寄附金で集まった部分から出しますよっていうふうになるんでしょうけど、項目別に整理をされているその部分を牧瀬委員も政策部のときにどこの項目からどう出したのって言って、どこっていうのはここで聞いてくれて言われていたんで、お金の出し方とか継続する部分は一定した財源の確保のところからちゃんと出さんといかんやろうしと思って聞いてみました。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

先ほどお話いただいた池田議員のところからなんですけれども、この今回の分の財源がふるさと寄附金ということになると。先ほどの項目のところですね。

どこからどの金額のところを充てるかということになるかと思うんですが、その辺りはどういう方向性を持って金額を設定したり内容を決められたのかということなんですけど、そこを具体的に金額を含めて教えていただけますか。

古賀庸介財政課長

牧瀬議員の御質問にお答えをします。

まず、先ほどの参考資料の基金残高表の2ページをお願いをしたいのですが、下から4番目にふるさと「とす」応援寄附金がございまして、令和7年度末は1億5,183万円現在高がございます。

で、当初予算で市長までお話をしまして活用する事業を決めまして、当初予算で1億2,265万7,000円を充当、活用しておるところでございます。

今回の6月についても同じように市長までお話をさせていただいた中で市長のほうで2,600万円をこのユニホームの事業のほうに充てるということで決めていただいて2,600万円ということになっております。

どういった分野に寄附されたかというところがありましたが、商工観光課からはこの分は市長おまかせで希望された分というふうに聞いております。特定の分野ではなくて、市長おまかせの分というところに寄附があったというふうに聞いております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

市長おまかせの分から出されたということですね。分かりました。

残りの来年度分に関しても同じような考え方で、市長おまかせに入ってきた分の中から出すような流れになっているんですか。

古賀庸介財政課長

先ほどのお答えとも少し重複する部分がありますが、財政状況を見ながらということになります。

今、池田委員が言われたように、プロスポーツの分野であるとか、市長おまかせということも考えられるでしょうし、あるいは競馬基金、あるいは一般財源、そこら辺はいろんな事業の動向がございますので、そういったものを見極めながら検討してまいりたいというふうに考えております。現時点では決めておりません。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

市長おまかせの分が幾らっていうのは分かりますか。（「今回ってこと、前年度ってこと」と呼ぶ者あり）

3,000万円あって2,600万円出しますよとかなのか、2,600万円入ってきたんで2,600万円使えますよなのか。

伊藤克也委員長

市長おまかせの分が元々幾らだったのかっていうことだと思います。

古賀庸介財政課長

令和8年度に活用する分というのが、令和6年度に収入があった分で令和7年度に積立てをし

た分ということになりますので、令和6年度収入分についてお答えをさせていただきますと、市長におまかせの分が……、私が勘違いして事業費で見えますが、寄附額については、今、持ち合わせておりませんので、すいません。

伊藤克也委員長

金額は分かるんですか、後でその金額を出すことは可能なんですか、市長おまかせに幾ら寄附があったという金額について。

古賀庸介財政課長

経済部に確認をしまして、数字のほうはお出しできると思います。

伊藤克也委員長

よろしくお願いします。

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

消防の件で7ページをお願いします。

今回、新築で建てられるということだと思うんですけれども、現在の状況を教えていただければと思うんですが、統合するに当たって、部隊にそれぞれ何名ずつおられて、統合することによって何人規模の消防格納庫を造られるってということなのか、その流れを教えてくださいいいですか。

田中秀信総務課長

現在、第4分団につきましては、山浦町と牛原町、立石町と3か所ございます。

それで現在、山浦町に14名の消防団員がいらっしゃいます。それから、牛原町が11名、立石町が15名、合計の42名でございます。

建て替え後はこの42名が新しい拠点施設のほうに参集して、そこから活動を開始するというような流れになりますので、今回の拠点についてはこの42名分が入るような施設で対応しております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

今まで建てられていたものは山浦の分だったってことだと思うんですけど、広さ的にはそこからかなり大きくなるということなんでしょうか。

現在、築何年で、今回の分は広さがどのぐらい大きくなるのか、その辺りが分かるようでしたら教えていただけますか。

田中秀信総務課長

広さのほうから申し上げます。

現在の山浦町の広さが55.97平米、牛原町の施設が36.10平米、立石町が38.0平米、合計の130.07平米でございます。

現在計画しております整備予定のところが145.93平米ですので、前よりちょっと広くなるような形になります。

前田良介総務課防災係長

現在、第4分団本部の建築年度ですけれども、昭和54年に建てられておりまして、四十数年、五十年近く経っているような状況になっております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

築47年ということですね。ありがとうございます。

かなり老朽化が進んでいるので新築で建てられるのかなというふうにお聞きしていたところなんですけれども、全部足すよりも大きいということなんです、その周辺の方たちの利用っていうのを、消防団の方以外で何かその利用の仕方があるのかとか、例えば、避難するときに、何かしらの利用が可能なのかどうか、その辺りも含めていかがですか。その辺りの計画はありますか。

田中秀信総務課長

現在、まだ消防団とも協議はしておりませんが、諸室といたしましては、皆さんが待機する施設であったり、備蓄倉庫とかもございますので、緊急避難的に必要なときには対応できるかと思います。ただ今後、計画的にというのはまだ協議しております。

あともう一つ、隣が山浦町公民館でございますので、多くの方は山浦町公民館のほうに行かれるかとは想定しております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

関連して、女性のトイレということで書かれておりますが、この中で、現在、女性の方が何人おられるのかということと、ほかの消防団の施設で女性トイレがあるところっていうのは、そもそもあるんでしょうか。今回初めてですか。

前田良介総務課防災係長

牧瀬議員の御質問にお答えいたします。

現在の女性消防団員の数としたしましては、本部に属しております女性消防団員14名となっております。

各消防団格納庫の女性トイレの配置につきましては、現在のところはございませんで、今回新たに設置するような形になっております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

今後、今回初めて付けられるということですがけれども、これから更新されるに当たっては、もちろん女性トイレのことについても考えていかれるっていう方針でよろしいでしょうか。

田中秀信総務課長

消防団格納庫の機能につきましては、それぞれの消防団と協議しながら決めていきたいと思っております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

話し合いながらということであると思いますが、新規で建てられるときに女性の隊員さんをこれから増やしていこうという方針であるのであれば、絶対条件として必要だと思いますし、私としては別機能として広さが広がれば、隣の公民館が足りないときに少し避難する場所があるとかであれば、女性がもちろんおられるということは想定し得ることですので、そこは方針としてぜひとも筋道として考えていただきたいと思いますし、意見としてさせていただきます。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

それでは、質疑を終わります。



議案乙第19号 専決処分事項の承認について

伊藤克也委員長

次に、議案乙第19号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信します。

それでは、執行部の説明を求めます。

古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第19号 専決処分事項の承認について、令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部関係について説明をさせていただきます。

委員会資料5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金につきましては、国民健康保険における、子ども・子育て支援納付金制度の開始に伴

ばいまでということしております。

基本的な契約金額が、今1,045万円なんですけれども、事業が途中ということもございまして、政策を何かする中で結果的に、増減が発生する可能性があるので全額繰越しをさせていただいております。

以上でございます。

伊藤克也委員長

ほかにありますか。

牧瀬昭子委員

消防費の分の防災行政無線設備更新事業が繰越しになるというのも、理由を教えてくださいいいですか。

田中秀信総務課長

こちらは、Jアラートの更新も含まれまして、消防庁から全国的に更新をするように促されたことに伴いまして全国の市町村で更新作業を行いましたので、それに伴いまして、事業が変わったところもございまして、翌年度に繰越したものでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

これは材料が問題なのか、それともその事業者さんが混み合っているの でなかったのか、その辺りはどうですか。

前田良介総務課防災係長

先ほども御報告いたしましたとおり、Jアラートに関する機器で、次世代機の次期受信機の分で、新しく更新された機械を全国的に取り替えるということで消防庁から促された分より先に機材のほうの調達がなかなか逼迫して確保しにくいという状況がありましたことから、確保するのに不測の日数を要するという形で日にちをいただいたところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

分かりました。

ありがとうございました。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

協議の参考とするため、この陳情の要望事項に対する執行部の現状等について、まず説明をお願いしたいと思います。

そうしたら、一旦暫時休憩をします。

~~~~~

今回の陳情書の対象となる設計・工事監理業務において、令和５年度に入札不調が発生したことから、佐賀市等までエリアを拡大した経過があり、陳情書の内容と合致している状況です。

次に、陳情書の内容について説明させていただきます。

１項目めの、１．鳥栖市内建築士事務所への優先発注についてです。

陳情書の理由前段に記載のとおり、市内業者のみで入札を行ってきましたが辞退による入札等により市民生活に影響が出ないよう佐賀市等にエリアを広げ指名競争を行ってきました。

ただ、ここ数年、入札不調が発生していないことから、令和８年度は４月当初から市内業者のみで指名競争入札を行っていますが、市民生活に影響がないように、入札不調があればエリアを広げ対応することもあり、陳情書のような鳥栖市以外の業者を一律に排除するような要望の実現は困難でございます。

２項目めの、２．大型案件における市内業者ＪＶ参加についてです。

設計・工事監理業務は、工事請負と異なり、知的役務・属人的業務であることから、ＪＶがなじむのかは極めて慎重な判断が必要となり、ＪＶ参加を一律の要件として設定することは適切ではなく、単体で十分対応できる案件であれば単体発注が経済的です。

近年、設計においてＪＶを結成した事業は、鳥栖市においては、市庁舎整備の設計と監理業務のみです。

当案件は、免震構造を有する大規模特殊案件であり、単体発注では対応困難な技術的特殊性があったことからＪＶを採用した事例です。

ＪＶが技術的に必要と認められる特殊案件については、個別に慎重な判断を行う必要があります。

３項目めの、３．最低制限価格の引き上げについてです。

最低制限価格は、ダンピング対策としての品質の確保という安全装置的な役割です。

令和６年国土交通省告示第８号の改正がありますが、これは建築物の設計、工事監理が建築士の独占業務であり報酬の適正水準を規定したものです。

現在、陳情者に対し、根拠となるデータの提出を令和８年６月３日の市長への陳情の際に依頼しているところです。

説明は以上となります。

**伊藤克也委員長**

それでは、執行部の説明が終わりました。

この陳情について、委員の皆様方から御意見等ございましたら発言をお願いします。

**松隈清之委員**

まず、１番の鳥栖市内建築士事務所優先発注についてということでございますけれども、今言

われたように令和8年からは基本的にやっているということでございますので、引き続き、それがまだ始まったばかりなんで、陳情者にあまり伝わってなかったかもしれないんですけども、それが基本的なスタンスとしてそうやっていただくということであれば、それで結構かなと思います。

なお、入札である以上はある程度の参加者がいないと適正な入札はできないので、もしその段階で少ないということであれば、範囲を広げるのは別に今までもやってきていることなのでそれはそれでも別に構わない。別に優先なので、限定ではないからですね。

今、求められていることも基本的には優先なので、市内でできることは市内業者で入札が成立するのならただ市内業者でやっていただきたいということは私からも申し上げておきたいと思っています。

経済性を重視するっていうのは、もちろん公金である以上必要でございますので、その基本的な考え方を別に否定するものではありません。ただ、結局これがどこでも同じ取扱いだったらいと思うんです。

でも例えば、よそは割と閉鎖的でやっていて、うちだけオープンにしていると、鳥栖に本店構えてる意味ないじゃないかと、佐賀市に本店を移して佐賀で鳥栖の仕事を取ったほうがましじゃないかっていうことを考えられると、結局地元業者が少なくなったりいなくなったりして、何か、地元業者に協力をお願いするときに協力する事業者もいない、税収も減るとかっていうことになっては意味がないので——意味がないとまでは言わないけどデメリットのほうがあるので、周辺の自治体の取扱いと考えると、そこはある程度こういう建築だけに限らないんだけど、鳥栖で事業をすることに対してデメリットを感じないような制度設計をしていただきたいというのがまず一つです。

もう一つ、JVに関して、これも短期的に考えると、その設計自体にJVがなじむのかとかいうことも理解できるんですよ、理解できるんだけど、とはいえ、大型案件が出てくるときに実績が求められている。

当然、発注する側としては、発注する以上はちゃんとできるかどうかの担保が欲しいわけじゃないですか。で、実績求めるわけなんだけど、結局、実績を積む機会がなければ、それも、よそでそれぞれがある程度地元限定じゃないけど、優先をしたりしていくとなかなか機会がない。

そういう実績を積む機会というのができなければ、企業の成長とか存続についても必ずしもいい影響はないので、仕事として考えればもちろん一者で事足りるとかっていうことはもちろんあるのかもしれないけれども、長い目で見て地元企業に地力を付けさせるとかっていうことも考え方の一つとしてはあっていいのかなと思います。

免震構造でやったときに入れたって言うけれども、これは正直言って、逆に地元業者を入れた

くてもできたんですよ。そういう意味でいうと。その技術が高いのは大手だけでできるんですよ。だから、JVを組まなきゃいけない理由っていうのは、難しい工事になる、規模がでかい工事になればなるほど必要性は減るわけですよ、正直言って。

ただ、それでもやはり考え方としては、なるだけ鳥栖の庁舎を建てるのも地元の設計業者が何も関わらんっていうのもさすがにそれはどうかというところもあるし、こういう大きな案件だからこそいろんな経験を積んだり実績を積んだりする機会にはなるので、それなりにこういう実績、経験を積む、地元業者の育成という観点からここは必要かどうかではなくて長い目で見たときにそういう地元業者のスキルアップとか経験を上げていくっていう意味では、ぜひこれも考慮していただく。

だから、正直、この新庁舎はそういう側面でそうしたんじゃないかなと、むしろこういう側面があったんじゃないかなと思っているんで、そこも考慮していただきたいと思います。

3点目の最低制限価格については、要望書を見ただけなので、例えばここにある佐賀県の水準だとか、他の市町の水準というのは調べているわけじゃないんで、僕は分からないが、ここに書いてあることを信じるとすれば、それはやはり、よそがこうなのになんでうちだけこうなんですかって、何でうちが最低制限価格が今何%だっけ、66%か。

逆に、何でうちが66%にしているかっていう根拠は示せるんですかって感じになるわけですよ。

だから、根拠を示してくださいっていうのは、他市がやっている、近隣がやっているっていうそれぞれの根拠——佐賀市なら佐賀市、佐賀県なら佐賀県、佐賀県にその根拠を求めればいいんですかっていう話になるし、ここも極論すると、このパーセンテージは数%違うところもあるけれども、最低制限価格ってどこが適正かって明確には示せないじゃないですか。

例えば、この1%の違いで担保されるされないっていうことを明確に判断することは不可能なので、となると、やっぱりここは近隣の自治体あるいは県の取組っていうのは一つの大きな基準になるんじゃないかなと私は思っています。

以上です。

#### **池田利幸委員**

私も同じ3番のところを聞きたいと思っていましたんですけども、これは、81%だったり、佐賀市は85%ですとか、そういうのがあるんですけど、決め方自体と近隣自治体が大体どれぐらいのパーセントでやっているものなのかをお示ししていただくことってできるのかどうなのかなって。

ここに署名がある提出者の方とお話ししたことももちろんあるんですけど、そこでも言われていたことが、近隣、特に鳥栖の場合、こういう特殊業務の方々も入っていらっしゃる中で、やっぱり会社が鳥栖市にあるから鳥栖市の仕事を基本受けたい、地元に貢献したいっていう部分があるけど、このやり方ではなかなか——社員さんも抱えて社員の人材育成等も踏まえて、やっぱり

技術職の方々に技術を学ばせるために学校にも出しているとかいう中で、鳥栖の場合は近隣に福岡とかありますし、地元の分を取って地元へ貢献したいけど、この価格のやり方とかではなかなか入札に応じるっていう状況になれないって言われる企業さんとかを結構聞くんです。

そういう部分でいくと、予定価格があって、最低価格が66%っていうのが適正なのかどうか僕らもなかなか判断がつかんっていう部分が、企業さんには企業さんの言い分があって行政には行政の言い分があるんでしょうけど、僕らは両方からのその部分をしっかり聞いた上でデータとしないとなかなか判断がつかないので、よそがどんくらいで鳥栖市が66%にしている理由はこうなんだとかいう部分をもうちょっと教えていただければありがたいとは思ってるんですけども。

#### **伊藤克也委員長**

今、松隈委員と池田委員から最低価格に対するその根拠っていうか、考え方についてを教えてくださいということだと思うんです。

最近、物価高騰とか人件費もかなり向上しているのは御承知のとおりだと思うんです。そういった中で、鳥栖市の事業者さんにとっても、かなり大変な部分が発生しているんだろうというのは私たちも容易に想像がつくんです。

ですからその辺のことも踏まえて、現況の鳥栖市の66%という最低価格の考え方っていうか、それを教えてほしいということだと思いますので、その辺で、御回答があればお願いをしたいと思います。

#### **世良眞樹契約検査課長**

まず、66%の根拠なんですけど、66%っていうのが、予定価格の3分の2っていう基準から85%という幅が決まっています。

その中で、直接人件費と資材費のほうから率を出して、それが66%から85%の間であればその金額で、それが66%より下であれば66%になるというような基準で、今運用しているところではございます。

今、実際適正なのかっていう話の中で、例えば、ここで要望が上がっています81%っていうのが、陳情者の経営が立ち行かなくなるっていうところがありますけれども、最低制限価格を81%程度に引上げの要望をされているというような形です。

これが仮に経営が立ち行かなくなるその水準を81%と、陳情書に書かれている水準と考えた場合に、令和7年度の平均落札率っていうのが83.34%というようなパーセンテージになっています。

それっていうのは、予定価格と最低制限価格の間で競争性が図られているっていう考え方を私のほうはしています。

今、陳情者のほうに実態としてどうなのかっていうところの資料、データの提出を求めています。

すので、一応、それを参考にしてほかの自治体のパーセンテージとか、あとは国土交通省の基準とかそういったところを見ながら調査と研究はしていく必要があるのかなというふうに考えています。

それと、先ほどのほかの自治体の最低制限価格、パーセンテージのところですけども、計算式とかもばらばらで、実際のところ、佐賀県とかが85%、佐賀市も85%、唐津市とかは79%、多久市が75%とか、かなりばらつきがあって、先ほどお話もありましたとおり、うちのほうも何が適正な水準なのかっていうのは見定めないといけないかなというふうに考えております。

#### 伊藤克也委員長

そうですね、他市の状況等もちろん見定めながらということは我々も理解をするところだと思うんです。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、物価高騰とか人件費もかなり上がっているっていう現状を踏まえると、それをしっかりと今後考慮いただきながら、そういった最低価格についても再考をしていく必要があるのかなということは我々も思っておりますので、そこは受け止めていただければというふうには思っています。

ほかに何かありますか。

#### 池田利幸委員

今、課長が御答弁された中で、実際の去年の入札の率を見たら83%とかになっている、最低制限価格は66%だけど、実際蓋をあけたら83%ぐらいはあったんだよっていうお答えだったと思うんですが、それは現実としてそうだと思うんです。

今までの鳥栖市でもあったんですけど、みんなが本当の自由競争じゃないですけど、入札であれば、そういうふうに成り立つ部分になるんでしょうけど、あえてもう最低価格を狙って全部を取ろうってしてやられていた業者さんもいて、それである意味迷惑を被ったっていうようなパターンもあったように僕の中での理解はあるんですけど、そういう部分も踏まえて、そういうところでも取ろうという意思があって、もう全部を最低で取って行かれたっていうことで、ほかは取れないっていうところでも上げてきてあるんだろうなって、ここの意図として酌み取っている部分があるんで、そこの部分を行政側としては実は高かったんだって、高かったって酌みすれば結果そうだから、極端にこれを変更する必要があるのかどうなのかっていう話にもなるでしょうし、そこは逆に求めて提出してもらうように依頼しているってことなんで、そのまとまった分が来たときには、御報告っていうか、僕らにも教えていただければ大変ありがたいなと。

その調査をした上で、市として最終的に判断するんでしょうから、こういうふうに判断しましたよっていうのは、ぜひお示しいただければと思います。

よろしくお願いします。

## 伊藤克也委員長

御意見でいいですか。

## 池田利幸委員

要望でいいです。

## 伊藤克也委員長

ほかにございますか。

## 松隈清之委員

正直、この業者さんが適正にっていうか、受注できるレベルがどれくらいか僕は把握していないので、要望しているパーセンテージに必ずしもしなきゃいけないかどうか分からないんですけども、経済性を考えればもちろん低いほうがいいと思うんです。税金ですからなるべく低い価格できちっとした仕事をしていただければ、もう言うことないんです。今の市の考え方自体を決して否定するものではありません。

ただ、経済性を考えていったときに、別に設計に関係なくいろんなところもそうなんですけど、普通にそこが適正だっていうところが合理的に判断すると赤字をしてまで仕事を受けることはないでしょうっていうこともあるかもしれないけど、それぞれの企業がそのときの状況に応じて、先ほど、不調になったこともあるって、それは別の仕事を受けてできなかったとかっていう事情もいろいろあるんでしょうけど、いろんな事情の中で、場合によっては今回はちょっと人が余ってるから多少赤字でもやったがましだと、ゼロよりましだと判断することはあると思うんです。

それで入札が成立したから、それで適正に行われているかどうかっていうのは正確な判断ってできないんですよ。その価格でずっと続けていって適正に事業が経営できていけるかっていう判断って非常に難しく、その都度その都度の状況によって変わる。

だから、結果としては八十数%になっているからいいんじゃないですかっていうことではなくて、どういう状況であっても、もう赤字ででもやるみたいな仕事のやり方っていうのを一者がして、また同じようなことをやってくると、結果その企業にとっても長い目で見たらよくはないと僕は思うんです。

特に設計の仕事って、それぞれの場所にもよるでしょうけど、規模があまり大きいところってそこまでいっぱいじゃないじゃないですか、ここに名前が上がっているところも。もうやれないと思ったらすぐやめられるんですよ、そんなに従業員さんもないから、何十人も抱えていないから。

そうすると、やっぱり一社、二社すぐになくなって、鳥栖では成り立つ仕事がそんなにできないから鳥栖で開業しないっていうことになるって設計が減るんですよ。それでもふだんは周りに設計士さんがいらっしゃるから多分入札できるんですよ。

ただ、災害とか何かあるときとか、みんなが設計要りますってなったときにうちはもう地元の

設計士さんいないから、よそが設計終わるまで待つてじゃないと入札できないとか、入札じゃなくても随契ですらお願いできないとか、そういう地元の設計士さんも極端に少ない、あるいはゼロになったりすると、本当の意味で困ったときに頼む相手もないとかっていうリスクマネジメントという意味でもやっぱり地元の業者がいてくれたほうがいいっていうふうに僕は思ってるわけですね。

だから、単に経済性を追求していけば、別にそれはどこの会社でも、東京でも北海道の会社だって安く仕事やってくれればいいという話にはなるんだけど、常に平時とは限らない。

何かあったときに地元に頼れる業者さんがいるっていうことは、僕は一つの安心感だと思うんで、そういった見方もしながら他市とのバランスを取りながらそこは検討していただきたいと思います。

御意見です。

#### **伊藤克也委員長**

ほかにございますか。

それでは、私からですけれども、今回は入札に入る条件の参加資格要件の中で、例えば、防災施設拠点、そういった参加資格を設定されておられたと思うんですね。そういったときになかなか市内の業者さんではそこをクリアできるっていうのがいらっしゃらないことが多いのかなというふうに思うんです。

例えば、今回は鳥栖のまちセンなんですけど、それ以外にまたそういった同じような公共施設にそういった防災機能を兼ね備えてそういった施設を建設していく場合、また同じような条件になっていくと、今後やっぱり、なかなかそこまで達成して経験を積む業者さんが市内に難しい状況も今後発生していくような気もするんです。

例えば、学校施設であったりとか、体育館施設であったりとかっていう建築は地元業者さんもJV等を組みながらも参加をされていると思うんですが、その辺、例えば、参加資格の枠をJVで入っていたらオーケーですよとか、そういったところの参加資格の要件についてはどんな考えですか。

もし、その辺の考えが整理できていればお願いをしたいんですが、もしあれだったら要望というか意見ということで聞いていただければいいと思うんですが。

#### **世良眞樹契約検査課長**

まず、その条件っていうのが、うちと発注課のほうで決めてはいるんですけど、今回の案件については、まちセンっていうところが避難所というところで同種を求めたっていうところがまずありまして、結局、聞き取りをしますと避難所機能を有する建物っていうのが佐賀県の避難所整備指針というものがありまして、それに基づいて建てないといけないと。



上村典子委員

公民館が横にあるということでしたので、公民館も一緒に見られたら……（「基本的には議案審査ですよ、審査に必要だから行くっていう」と呼ぶ者あり）

分かりました。

伊藤克也委員長

それでは、お諮りをいたします。

現地視察につきましては、6月23日火曜日午前10時より、山浦町の消防格納庫について現地視察を行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上については総務常任委員会で現地視察を行いたいと思いますのでよろしくお願い  
いたします。

~~~~~

伊藤克也委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務常任委員会はこれで散会をいたします。

午後2時48分散会

6月23日（火）

1 出席委員

委員長	伊藤克也	委員	松隈清之
副委員長	牧瀬昭子	委員	重松忠
委員	中村直人	委員	池田利幸
委員	上村典子	委員	古賀秀樹

2 欠席委員

なし

3 説明員

〔政策部〕

部長：松雪 努

次長：向井道宣、山本英規

名 称	課 ・ 室 長	課長（室長）補佐	係 長
総合政策課	田 中 大 介	徳 淵 英 樹	
企画政策係			徳 淵 英 樹（兼務）
都市デザイン係			小 石 基 博
秘書係			夏 秋 真 理 子
まち・ひと・しごと 創生推進室	田 中 大 介（兼務）		
地方創生推進係		徳 淵 英 樹（兼務）	徳 淵 英 樹（兼務）
駅周辺整備課	向 井 道 宣（兼務）	木 原 智 範 山 内 一 哲	
鳥栖駅周辺係			木 原 智 範（兼務）
新鳥栖駅周辺係			山 内 一 哲（兼務）
情報政策課	山 本 英 規（兼務）		
D X推進係			松 隈 直 樹
広報統計係			佐 藤 臣 久

〔総務部〕

部長：小柳秀和

名 称	課 ・ 室 長	課 長（室長） 補 佐	係 長
総務課	田 中 秀 信 村 上 敏 章 防災対策監（課長級）	齊 藤 了 介 長 野 稚 佐	
庶務係			齊 藤 了 介（兼 務）
防災係			前 田 良 介
文書法制係			中 島 哲 弥
職員係			長 野 稚 佐（兼 務） 吉田千恵（総務主査）
財政課	古 賀 庸 介	西 山 美 沙	
財政係			中 山 和 憲
管財係			西山美沙（兼 務）
契約検査課	世 良 眞 樹	小 森 敏 幸	
契約検査係			小 森 敏 幸（兼 務）
出納室	牛 嶋 英 彦 会計管理者（次長級）		
審査出納係			白 石 美 保
議会事務局	汪下剛（次長級）		
		武田隆洋（課長補佐級）	
庶務係			小 迫 義 典
議事調査係			武田隆洋（兼 務）
選挙管理委員会事務局	廣重浩三（課長級）		
		縄 田 明 久	
		（ 課 長 補 佐 級 ）	
監査委員事務局	犬丸章宏（課長級）		
		有 馬 吏 恵	
		（ 係 長 級 ）	

〔市民環境部〕

部長：緒方 守

次長：原 祥雄

名 称	課 ・ 室 長	課 長（室長） 補 佐	係 長
市民協働課	原 祥 雄（兼 務）		
地域づくり係			小 柳 桂 子
市民協働係			田 中 美 香
男女参画 国際交流係			大 石 文 枝
市民相談室	原 祥 雄（兼 務）		
相談係			田中美香（兼務）
消費生活センター	原 祥 雄（兼 務）		
消費生活センター係			田中美香（兼務）
市民課	有 馬 秀 雄 下川有美（参事）	下川有美（兼務） 脇 友 紀 子	
整備係			脇友紀子（兼務）
市民係			下川有美（兼務）
保険年金課	榎 浩 喜		
健康保険係			宮 田 昭 汪
国民年金係			徳 淵 文 子
税務課	楠 和 久 本田一也（参事）	本田一也（兼務） 横 尾 光 晴	
管理収納係			横尾光晴（兼務）
市民税係			本田一也（兼務）
固定資産税係			石 松 智 美
環境課	増 田 義 仁	眞 子 寛 盛	
環境推進係			眞子寛盛（兼務）
温暖化対策室	増田義仁（兼務）		
ゼロカーボン 推進係			井 本 慎 太 郎
環境施設調整室	増田義仁（兼務）	眞子寛盛（兼務）	
施設調整係			眞子寛盛（兼務）

4 議会事務局職員

議事調査係主査	松 雪 望
---------	-------

5 会議に付した事件

付託議案について

6 傍聴者

な し

指名競争入札を行ってきている状況である。

このような考慮に加え、辞退による入札不調などの場合は、市民生活に影響を及ぼすことから、国からの補助金や交付金の交付が受けられないなどの影響も勘案し、市外にもエリアを広げ、指名競争入札を行う場合もある。

各委員より、鳥栖市で事業をすることに対してデメリットを感じないような制度設計をしていただきたい。

地元企業のスキルアップなどの経験のためにも、JV参加についても考慮していただきたいなどの要望があったところです。

以上の担当課の説明及び委員からの要望を踏まえ、当委員会としては、陳情者の趣旨に賛同することとし、執行部に対しては、公金である以上、経済性を重視する基本的な考えを否定しないが、他自治体とのバランスを取りながら検討していただくよう要望することで意見の一致を見ましたという正副委員長に一任をしていただきました案ということで皆さんにお示しをさせていただいておりますので、このことについて御意見があればお受けをいたしますが、よろしく願います。

池田利幸委員

すいません、意見じゃないんですけど、協議結果の一番下の単純な漢字の問題です。

市外にもエリアを広げるの広げは拡大の拡のほうじゃないのかなって。

「影響も勘案し、市外にもエリアを広げ指名競争入札を行う場合もある」の場合の広げっていうのは、拡大の拡で広げて読むほうを使うんじゃないかなって思っただけです。どっちが正しいかは知らんけど、多分、拡大のほうを使うんじゃないかなと思います。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、そこは再度、漢字をしっかりと確認した上で拡大の拡のほうで間違いがなければそちらのほうに変更をさせていただきます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、ないようですのでこの原案を議長に申し送りをしたいと思いますので、御確認をいただければと思います。

それでは、以上で陳情第4号の協議を終わります。

したけど、今回予算的には委員会委員の1人分2万8,000円ですのでこれは了としますけれども、今後の対応としてもやはりきちんと議会への説明方もしながら諮っていただきたいと思いますので、これについては異論はありませんが、この考え方として、もう困難であると、業者も入らないというようなことで昨年の9月議会で運用をやられているわけです。

ですから、今後はまたこの調査をしてするとかっていう話もあったんですけども、その結果も何もないままに今回出てきておりますので、そういった面も含めまして議会への説明というのはやはりきちんと十分にやるべきだということで、異論はございませんのでよろしくお願いします。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして上村委員お願いします。

上村典子委員

この附帯決議に関して、私も異論はありません。

先ほど中村議員がおっしゃったように、今回、3,500平米から5,000平米、そして30年から50年っていう変更のことも議会に説明がなかったということで、11月から議員になりましたけれども、今までの経緯も牧瀬議員からちょっとお話を聞いて、そういうことで説明がなくて現在に至っているということを聞いて、やはりきちんと議会のほうに説明をしていただきたいという気持ちがあります。

以上です。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

それでは、古賀委員お願いします。

古賀秀樹委員

確かに説明なども不十分だったのかなとは思いますが、私が昨年11月からで一から話の流れをまず知らないってということもあり、本当に附帯決議をするほどの必要性があるのかどうか、ちょっと悩ましいというところもあるのは正直です。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

重松委員お願いします。

重松忠委員

まず、附帯決議の意味というか重みってというか、そういったものがいまいち自分も分からないというか、分かってないというのは、これまでの流れもよく分かっていないところがあります。

あと、入札で流れていると思うんですけども、その前の委員会ではこういった附帯決議はつけないでこの件は進んでいたと思いますけれども、そのあとの執行部の説明とかがもっと必要だったのではないかとはいえますけれども、附帯決議というその附帯決議まで必要かどうかというのはちょっと悩ましいところです。

以上です。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

松隈委員お願いします。

松隈清之委員

僕は、附帯決議をつける必要はないと思っています。

なぜならば、委員会の質疑の中でもございましたけれども、前回整わなかった、募集に対して提案がなかったってところの原因については、定期借地権の期間の問題であったり、広さの問題であったり、その後、聞き取りの中で出てきて、困難であるというのは条件を変えずに続けることは困難であるって言われているので、ありましたように不調になったときは年度内にもう一回やりたいという意向はその時も示されていたので、考え方としては不調になった原因を調査の上で改めて提案したいと、ただ、年度内にできずに年度をまたいでこの時期になったっていうだけのことなので、そこは別に基本的なスタンスは変わっていないと思います。

ただ、条件が変わって再度募集するっていうことであれば議会に対して説明があるべきだったかっていうところに関しては、僕は、委員会の中で言いましたように説明はあるべきだったと思うんです。

ただそこは、今回、それを受けて閉会後に勉強会も用意をされていますし、殊さらこれを附帯決議をつけてするほどの必要性があるとも思えませんし、その都度議会の中で聞けば答えるわけだから、そこまでの必要性があるとも思えません。正直、このレベルで附帯決議をつけていくんだったら附帯決議乱発しなきゃいけないですよ。

だから、これをわざわざ附帯決議でやる必要があるのかって言われると、附帯決議でやる必要はないし、委員会の中で見ていけばいいだけの話だと思います。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

池田委員お願いします。

池田利幸委員

まず、結論としては、私も附帯決議までは要らないのではないかなと思っています。

定期借地権の部分が問題であるっていう前にあった分は、こっちから期間は延長しないと企業

側にメリットがないからそうだろうって、その部分とかは検討すべきだっていうことを上げさせてもらって部分とかそういう部分を今回、考慮した上で新たな部分なんですよ。

場所的なものとしては、変わりはしましたけれども、もろもろの事情があった、上下水道が入ってなかったとかいう部分の問題があったから移しますっていうそういうやり取りは委員会の中であって、なおかつ、鳥栖駅の今後の在り方に影響がない部分でやっていますっていう、そういうのを考えて、私も皆さんが言われるように勉強会が後であったっていう分に対しては委員会でも言いましたけど、説明をしようとする意思はもともとあって、これが新規事業で全く突拍子もなく出てきました、説明を受けないままにさあ行きますって言ったら附帯決議が要るのかなと思いますけど、今回は1回やっていますいろいろその場で議論した後でその意向に沿ってある程度考えてますけど場所は変わりましたっていうことになるんで、先ほど松隈委員も言われてましたけれども、これに対して附帯決議をつけますってなったらこの総務だけじゃなくてほかの委員会でも同案件に対して何でも附帯決議をつけないといけないんじゃないか。

附帯決議に拘束力がある部分ではない、拘束力がない附帯決議を乱発することによって附帯決議の価値、意味合いが落ちるんじゃないかなと。本当のときに出して初めてそこに執行部に対しての影響力があるのではないかなって思ったときに、附帯決議を今回つけるのかってその重みなのかっていうことは委員会の中でもしっかりと協議をした上で判断したほうがいいんじゃないかと私は思っております。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、皆さんから意見をお聞きして、今回、執行部からの説明が不十分であったっていうか、情報を委員会の場で初めて聞いたということで、もう少しほかの形を取ってでも情報としてお互いに共有できればいいなと皆さん感じておられるっていうふうに受け止めてさせていただきました。

ただ一方では、やはり規則の変更とか場所の変更とかそういったこともあった中で、やはりそういった変更については先ほどの繰り返しになりますけれども、その都度、我々から見たらそこは一つ大きな総意っていうか、情報として早く教えてほしいっていうか共有できたほうがよかったという思いもそこもあるんだっていうふうに感じています。

それから一方では、まだ、この附帯決議に対する考え方の違いですね、そこは今言われたように重みとかも含めてその辺の相違があるということも皆さんの意見から酌み取ることを感じさせていただきましたので、よかったら私に一任っていうか、今回、できれば皆さんの総意のもとに進めていきたいというふうに思っていたんですが、そこに意見の相違があるということであれば附帯決議ということではなくて、総括とかで執行部のほうに今後の情報共有も含めて検討してい

ただければと思いますが、牧瀬委員いかがですか、その辺のことについては。

牧瀬昭子委員

皆さんから御意見頂きましてありがとうございました。

皆さんの附帯決議に対する重みの差というのがあるのかなと思いましたし、私自身は、ここからと思って、附帯決議かなと思ひまして全てを出そうという点というところでは、ここが出すべきところかなと思ひまして、出させていただいたところはお伝えしておきたいと思ひました。

先ほど、変更になった点に関してはやはり議会に対する丁寧な説明などが委員会の中で本来だったらあったほうがよかったと思ひますし、所管事務調査も定期的に行っていますので、その中でも委員が集まってるときにでも執行部のほうから報告なり、協議会なりとかっていうことで、随時、定期的な報告があったら前回の総務の所管事務調査では東口をやっておられたと思ひますので、流れで全体のデザインをどうしていくかみたいなのところも含めて追っていく必要性があったかなというのは自分自身の反省とともに総括の中でなのかということで、委員長から頂いた件は分かりましたということです。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、附帯決議という形ではなくて、総括の中で執行部に要望していくという形でそういう方向で進めさせていただきますので、よろしいでしょうか。

松隈清之委員

いや、それで結構なんですけれども、今回の附帯決議の内容についてなんですけど、附帯決議をつけるって大体、すんなりこの議案に納得できないっていうときなんですよ。中村委員も言われたけど、今回は謝金のことなので、そこは別に問題ないよと。だから、この議案に対する附帯決議として情報共有してくださいっていうのは、そもそも僕はそれほど……。

ここぞと思ったから出しましたと言われると、いやそれは多分そうじゃないんじゃないですか。

そもそも、プロポーザルの謝金自体が納得いかないからこういう条件じゃないと通せませんっていうときに出すものなので、附帯決議じゃないということなんですけれども、附帯決議をどういうときに出すのかとか、附帯決議の意味合いとかっていうのはもうちょっと考えて出してもらったほうがいいのかになって。

今回出さないとしても今後も含めて基本飲むなら飲むでいいんですよ、議案だから。いや、ここは注意してもらえばいいんだけどみたいなのところが出てくるんで、そこは今後も含めて出すんじゃないかもしれないんですけど、どういうときにどういう内容で出すのかを考えてもらえたらと思ひます。

伊藤克也委員長

私のほうから、松隈委員のおっしゃることはよく理解はするんですが、ただ、委員会での牧瀬委員の協議を今まで聞いていると、公募型プロポーザルの謝金に対してもどうなのかという疑問を呈されていたと私は感じていたんです。

ただ、この附帯決議の中にはそういった方向は今回入れられていないんですが、そういった思いを酌み取りながら、私としては、今回、附帯決議ということで提出をされたのかなというふうに勝手ながら受け取りましたので、そういった方向で自由討議の中で協議をしていただいたということになります。

松隈委員のおっしゃることは、よく理解をした中で進めていければということは感じております。

松隈清之委員

いや、自由討議のテーマにさせていただくのはいいですよ。

自由討議でこの附帯決議を上げていただくのは結構なのでそこは全然否定していないんです。協議するなという話ではないんで。

ただ、先ほど池田委員も言われたけれども、やはりその附帯決議って拘束力はないがゆえに出すタイミングとか出す重みっていうのは、執行部に対してやっぱりあると思うんです。

だから、この程度であれば先ほど委員長も言われたように委員会としてこれまでの今回出てくる前の状況でもうちょっと情報提供をすべきだったんじゃないのかと注意していただいて、今後もしそういう必要な情報ってのは適宜出すようにっていうことだけで僕は事足りると思ってるんです。内容としてですよ。

だからそこは附帯決議を出すことは全く——出すときにはやっぱりそれなりの重みを向こうが持ってるようなタイミングで、検討していただきたいというだけの話です。

伊藤克也委員長

そうですね、分かりました。

ただ、委員によってはその重みっていうか、その温度差っていうか、考え方はやっぱり違ってくるっていうことも一つはあると思うんです。

だから、皆さん全てがその重みが一律かといえばそうでもないっていうふうにも思いますので、そこはぜひ否定をしていただきたくないと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

池田利幸委員

私も委員長が言われていること、牧瀬副委員長が言われていること、松隈委員が言われていること、理解できるんで、自由討議の中で話すことは逆にいいことだろうと思っています。

ここで、みんなで協議した中で結果としてどうするっていう判断をするっていうことはもちろん

ん大事なことだと思います。

牧瀬委員に1点だけ確認をさせていただきたいけれども、決が出た後で大変申し訳ないんですけど、牧瀬委員は今回のこの事業に対して、それこそ中村委員も松隈委員も言われていましたが、今回の事業は謝金を払う分に出てきているんで、事業を基本的に進めること自体を否定してるんですよって。その事業を進めることに附帯決議をつけるということは、渋々了承をするためにこの附帯決議を出すんですよ、本来この事業を進めること自体反対なんですよっていう立場でこの附帯決議を出されたのかどうかだけは一旦確認をさせていただきたいと思います。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

まず、この事業自体が出てきたときに、もともとの場所がサンメッセの敷地ではなかったところで説明があったのは、総務常任委員会の昨年の9月に報告があったところだと思うんですけど、令和7年の7月と9月、7月にプロポーザルがあって9月に辞退されたっていうのが……（「サンメッセ西側っていうこと、前のことっていうこと」と呼ぶ者あり）そうです。（「以前の提案はね」と呼ぶ者あり）

そこで行われるというところがまずあったと思うんですが、そこからサンメッセ鳥栖に移動するっていうところが、この議案で上がったときの文言でしか表現がなされていなかったというところが、そもそも、議会に対して説明が何もなくて移動すること、年数が変更することで問題が何だったのかということも含めて説明をしていくというようなのが、令和7年9月にはそういうふうに調査しますということまでは上がっていたと思うんですが、そこ以降の調査した後には、どういうふうな結果が出て、そのあとどういうふうにしていこうと思いますっていうところまでは、やはり事業として言う必要があったんじゃないかと思うんです。（発言する者あり）

事業に対して反対か賛成かという前の段階であるというのが、2万8,000円なので附帯決議がどうなのかということもあるかもしれませんが、そもそもこの事業がスタートする突破口のところになるので、ここだということがありました。

もう一つが、サンメッセ鳥栖の30台から40台っていうのも答弁の中で出てきたんですけど、サンメッセのどこにというので数えてみると、施設自体が電気施設の向こう側15台ぐらいしか取れない。

じゃあ、どこら辺までが施設の用地になるのかっていうところでもう少し丁寧な説明が必要だったと思いますし、サンメッセ鳥栖に入ってくる入り口もどういうふうに改造していくのか、道との接続、その辺りもオフィスビルが建つならどちらに立つのか、駐車場はどこら辺に建てるのかとかっていうところが分からないのに進めてどうぞっていうものが私としては十分な説明が受けられていなかったっていうところがこの付帯決議の理由になっています。

池田利幸委員

今、私がストップしてくださいって言っていた部分は、今、言われたことは委員会の中で言われていたんで、別に今、この時点で聞かなくても分かっているんです。

だから、説明が不十分だからこの事業を基本的には認めたくないんだっていう態度なのか、附帯決議をつけて、やることは別にもうしゃあないねって、やってくださいっていう態度なのかっていうのを聞いただけなんです。

理由はずっと委員会の中で言われていたんで、しっかり発言されていたのを僕も聞いていたつもりなんで、そこは全然いいんです。二重のやり取りになるんで。

態度として本来認めたくない、認めるなのか、仕方がないけん取りあえず認めはするけどっていうつもりだったのかっていうところだけを今聞いていたんで。

牧瀬昭子委員

すいません、二重になってしまって申し訳なかったです。

私はその判断をするまでに至っていないっていうスタンスです。事業に賛成反対ということであれば、まだ分からないっていうところが、賛成でも反対でも今言えないっていう次元です。

で、松隈議員からも言われましたけれども、委員会の中で説明をするべきタイミングは幾つもあったし、私自身も質問をする必要性があったのにここまでやってこなかったということは自分に対しても議員として反省があります。

議会としてそこを丁寧に説明してほしいというのを今後も言っていく必要があると思ひまして、2万8,000円でプロポーザルを審査する委員さんが減るっていうこと自体にそれを否定するものではないので、附帯決議という判断で反対、否決ということではないというその差です。

松隈清之委員

今の言葉の中で過去その説明が不足していたことは僕も認めているのでそういうふうに言いました。

ただ、今回僕は正直その金額の話じゃないと思っているんです。これが20万円であろうと100万円であろうと、要は、中身が分からないからっていうことでは審査をやめちゃ駄目だったと思うんです。分かるまで質疑して答えをもらわないといけませんよね——まだ採決前ですけど。

だから、今の牧瀬さんの言い方だったらその質疑を終わっちゃ駄目なんですよ。だって納得しない、分からないって言ってるわけだから。

だから、採決前ですけど、納得できないから納得できる場で質疑させろで僕はいいと思うんです。納得してから賛成すりゃいいだけの話なんで。それはこんな出のを前に質疑したらいいと思うんですよ。だってそのための委員会なんだから。だから、納得する、したら賛成できるんだったら何でそのときに質疑しないんですかって僕は思うんです。

これって結局今後のことじゃないですか、この議案に対して納得するかどうかじゃなくて、今後のことでしょう。だから、どっち言ってんのかなと思うんですよ。

その駐車場の問題が分からないから2万8,000円は少額ですけどどうのこうのって言うんだったら、この議案に納得しないんだったら、もうみんながやめろって言うまで委員として納得するまで質疑すべきだし、委員長がやめるっていうまでは時間取って納得するまで質疑してやるべきであって、何か駐車場の場所もよく分からないから、ちょっとこれはっていうんだったら、質疑をするべきだったんじゃないですか。昨日だって休会じゃないですか。やろうと思ったら昨日だってできたわけだし、もちろんその日程を決められる立場だし。

何かそこが……、審査はさっさと終わらせて、何か中身が分からないから附帯決議を出すっていうのは、それはおかしい話だと思うんですよ。

牧瀬昭子委員

私自身は中身に関しての分からない点に対しては質問をさせていただいて、図面に関しては委員長のほうからも出す必要があるんじゃないかということで、最終日までということだったので、多分、今から出てくるんじゃないかなと。その辺りが出てくるであろうとは思いますが。

なので、分からない点に関しては堂々巡りになりますのでということで一旦止めましたけれども、やはり一番は東口のエリアの中で開発に関わる場所ではない、影響は受けないというところでおっしゃってましたが、だったら東口のサンメッセの敷地じゃなくてもよかったんじゃないかということも申し上げましたけれども、影響がないからやりますっていうことでおっしゃってあったわけです。

だから、私はそこが納得はいかないですけど、あちらとしては質問したことに答えてあるという状況にあると思います。

だから、納得するまで質問すべきだったんじゃないかということであれば、納得はできていません。

松隈清之委員

いや、僕はその納得じゃなくて、分からないことですよ。

どうなるか分からないからって言っていたから、いや、分からないところは分かるまで質問すべきじゃないですかっていうことです。その上で、納得っていうのは賛成しろって言うわけじゃないですよ。

理由として、今の状態だと中身が分からないから判断できないのでって言われたんで、いやいや、分からないまま採決行っちゃ駄目でしょうって。僕は反対でもいいんですよ、どういう立場であっても。

ただ、駐車場の問題とか何とかがまだ分からないことがあるからっていうのであれば、いや、

資料は最終日に出るって、あれは委員長が最終日でいいですかっていう確認のもとにやってるわけですよ。

で、今回、数口のお話をいただいて、全部の委員会にまたがる部分もあるので議員全員に共有したいんで僕は閉会後に勉強会を設定しましたが、この議案の審査の中で必要だからそこを全部説明しろっていうんだったら言わせればいいわけですよ、そもそも言っているんですよ。だって分かった上で是非かを判断しなきゃいけないんだから。

やるべきことやってそれでもなおかつ不安が残ってこれをそのまま認めるわけにはいかないということであれば附帯決議を出していただいていいんだけど、駐車場がどうなるか分からないからっていうんだったら何で聞かないんですかって話ですよ。聞いていいんですよ、そこは。聞いてないだけでしょう。

それはなあなあで、最終日で採決前に資料出てきて、そこで採決どうするか決めるんですか。

暫時休憩します。

伊藤克也委員長

それでは、自由討議はこれで終わります。

午前11時35分休憩

~~~~~

午前11時44分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開いたします。

先日の審査の中で総合政策課に資料の提出を求めたものにつきまして、タブレットのほうに配信しておりますので御確認をいただきたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ただいまお手元に送信いたしました資料につきまして御説明いたします。

真ん中部分に公募予定地としてプロットしている部分が、今回、オフィススペースを対象地としている場所でございます。

現在、サンメッセ鳥栖の北側駐車場部分でございますが、駐車場部分といたしましては、全体で5,500平方メートルございます。

うち、引き続きサンメッセの駐車場として使う部分もあると思っておりますので、おおよそですが、事業用地となるのは5,000平米ぐらいになるんじゃないかなと想定をしております。

また、この赤いプロットが入っていると思うんですけど、赤いプロットの左側に丸Pって書いて破線で囲っている部分が、現在の駅東の有料駐車場でございます。

こちらが、およそ半分から3分の1ぐらいしか日常的に利用があっておりませんので、こちらをサンメッセ利用者の方が無料で使っていただけるようにすることなども併せて検討していきたいと考えております。

まだ決まっておりませんのでそういう言い方になりますけれども、距離感的なことをこの地図から見ていただければと思っております。

追加で配付させていただきました資料につきましては、以上になります。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。

この際ですので、今、提出いただいた資料につきまして、何かお聞きしたいことがあればお受けをいたします。

#### 牧瀬昭子委員

資料、どうもありがとうございました。

これに併せてなんですが、この赤じゃないところのサンメッセの敷地のところが駐車場で確保されると思うんですけども、この間の説明では、約三、四十台を確保するということになりますか。

#### 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

台数につきましては、今後詳細に詰めていきたいと思っておりますが、現時点では、必要な台数は確実に確保していきたいと思っております。

#### 牧瀬昭子委員

先日の御説明で、平均して三、四十台分ぐらいが止められているというお話だったかと思えますけれども、土日が満杯になるっていうのを何度も利用させていただく中で感じておりまして、ここで満杯になったときの台数が、この点線のPっていうところで、3分の1が有料で使われて、3分の2が無料で使われるという想定になるようなイメージでよかったですか。

#### 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

御指摘のとおり、サッカーのホームゲームのときなども含めてこの周辺に車がたくさん止まるケースっていうのは、年間のうち複数日あるということはもう承知をしております。

先ほど申し上げましたサンメッセの北側で必要な台数の確保ということにつきましては、平日の昼間だとか、配慮が必要な人の分の駐車スペースなどで今のところ想定しておりますが、日常的な意味でもこの駅東の有料駐車場の無料利用も含めて御利用いただくとした場合に、現状のサンメッセ鳥栖北側の駐車台数よりも駐車台数的には増えることになるんじゃないかと思っております。総数としてはですね。

ただ、もちろん御指摘のとおり、何かイベントが重なるだとかサッカーのホームゲームで有料駐車場のほうもサッカーの利用者で止められるとかっていう、駐車スペースの確保が難しいときがあるっていうのはほかの対策も含めて検討していきたいと思っております。

#### 牧瀬昭子委員

ここのこのスペースの範疇のPのところなんですけど、ここは舗装済みのところになるんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

あと、現在、サンメッセ鳥栖入り口ということで、出入りが1か所になっていると思うんですけど、オフィスビルがここに建設されるときにオフィスビルの利用者の方、サンメッセの利用者の方っていうことで、分ける入り口になるのか、入り口の道路との接続をどういうふうを考えておられるのかを。

#### 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

そこは提案事業者のほうと調整をして、今後決めていきたいと思います。

まだ、駐車場利用がオフィスビルを建てる方が平置きで確保されることになるのか、例えば、立体駐車場を造られることになるのかという部分も含めて提案を受けたいと思っていますので、プロポーザルで選定される事業者の提案の中で、最適な入り口の在り方について検討していきたいと思っています。

#### **牧瀬昭子委員**

ということは、入り口含めその周りのオフィスビルとサンメッセの敷地の境界線のところもどういうふうにしていくかっていうところはまだこれからということになりますか。事業者が決まってからということになりますか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

提案者によってまったく提案が変わってくることも想定しておりますので、建物の大きさから高さから駐車場スペースの確保の仕方まで含めて選ばれた提案事業者との協議の中で検討していきたいと思っています。

#### **伊藤克也委員長**

ほかにございますか。

#### **上村典子委員**

Pについてなんですけど、今、有料駐車場が実際は1/3ぐらいしか使われていないということでしたが、じゃあ、有料駐車場は残すんですか、残さないんですか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

従来どおり有料駐車場のままとして、サンメッセ利用者の方には、例えばですけど、無料券を出すとか、カウンターで検印してもらおうとただになるとか、やり方は検討していきたいと思っていますけど、それも含めて今後、検討していきたいと思っています。

#### **伊藤克也委員長**

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、次に移ります。

財政課にお尋ねをしていた案件について御説明をいただければと思いますが、資料についてはございませんので、お願いいたします。

それでは、財政課より説明をお願いいたします。

#### **古賀庸介財政課長**

議案乙第16号 令和8年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係の質疑の中で、牧

瀬議員から御質問をいただきましたプロスポーツチーム地域連携事業の財源でございます。

ふるさと「とす」応援寄附金基金繰入金2,600万円に関連し、寄附者から寄附を頂いた使途でございます、市長におまかせの事業に幾ら寄附があったのかという御指摘をいただきましたが、そのことについて、経済部に確認をしました上、御説明をさせていただきます。

ふるさと「とす」応援寄附金基金を創設いたしましたのが令和6年3月議会で、令和5年分の収入から募集に係る経費等を除き、令和6年度に積立てをしまして、令和7年度に取り崩して活用することとしたものでございます。

よって、今決算で出ております令和5年度分と令和6年度分について数値を申し上げたいと思います。

令和5年度分につきましては、寄附額全体が5億4,722万400円ございまして、その中で、市長におまかせに寄附いただいた分としてが1億9,393万1,100円でございます。繰り返しますと、寄附額5億4,722万400円中、市長おまかせに寄附をいただいた分が1億9,393万1,100円でございます。

令和6年度につきましては、寄附額全体が2億5,563万4,100円中、市長おまかせに寄附いただいた分が1億558万5,800円でございます。もう一回、令和6年度分を繰り返しますと、寄附額2億5,563万4,100円中、1億558万5,800円でございます。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員長**

御説明ありがとうございます。

この際、質問があればお受けいたします。

#### **牧瀬昭子委員**

詳細な数字を教えてくださいまして、ありがとうございます。

この分でスポーツの活用が一番多いと思いますが、ほかの内容としてこれに合致するようなものはスポーツ関係でサガン鳥栖応援とかっていうのが以前あったと思いますが、その辺りは基本的にはどのようになっているんですか。

#### **古賀庸介財政課長**

今、牧瀬委員から御質問いただいた分で、経済部と確認をしまして、令和6年分の数字だけ持っておりますのでお示しをさせていただければと思います。

令和6年度の寄附総額が先ほど言いました2億5,563万4,100円になっております。その中で、使途を令和6年度時点がその前の年度から大分整理しまして、使途が5つございまして、子育て、教育、福祉に関する事業が一つと産業、観光に関する事業が一つ、自然環境、生活環境に関する事業、スポーツ、文化に関する事業、市長におまかせの5分野でございます。







よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案甲第24号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 伊 藤 克 也

